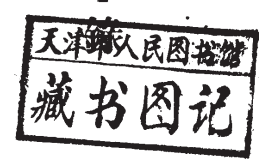
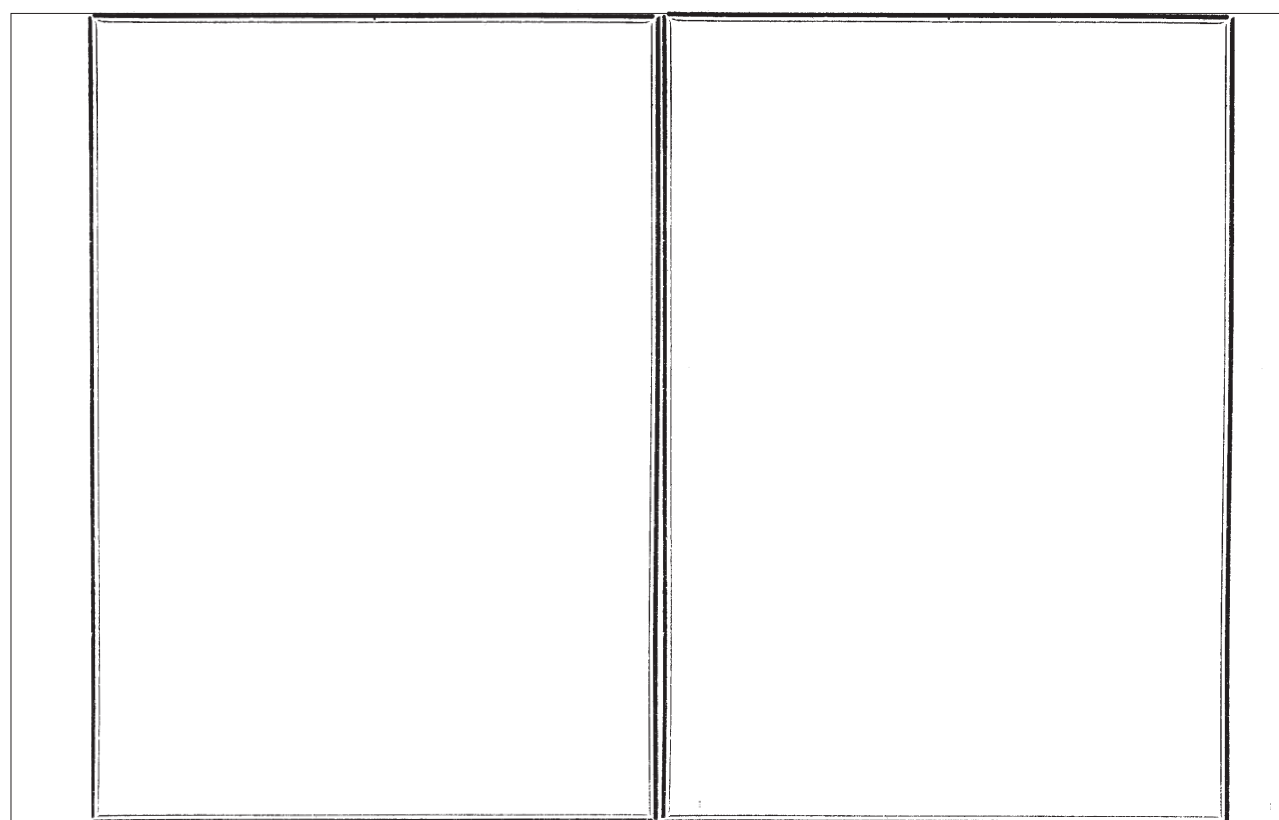
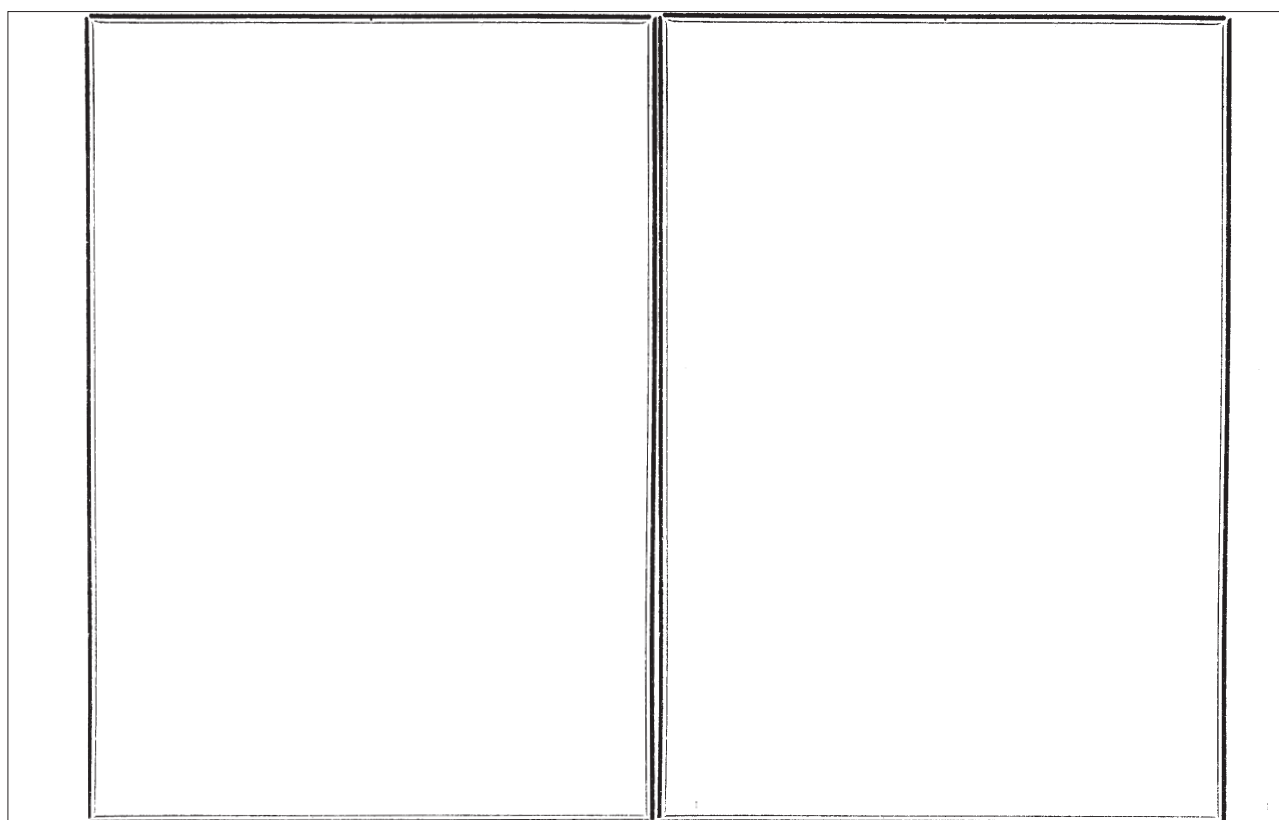


議事錄第八號

大正二年通常民會議事

天津居留民團





議事録目次

第一回

議事日程	一
小幡總領事告辭	二
一、民會議長選舉	一八
二、下水道設置に關する建議案(當成一君提出)	五
三、明治四十四年度民團歲入出決算	八
四、明治四十五年、大正元年民團特別基金決算	四
五、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出決算	四
六、明治四十五年、大正元年民團歲入出追加豫算案	四
七、雜種課金條例中改正案	四
八、碼頭條例中改正案	四
九、人力車及運搬車鐵札料規則中改正案	四
一〇、人力車及運搬車鐵札料規則中改正追加案	四
一一、行人鐵札料條例案	六
一二、大正二年度民團歲入出總豫算案	六
一三、大正二年度臨時土木費歲入出豫算案	八

(1)

第二一回

一、大正二年度民團歲入出總豫算案(第二讀會)	一九
二、大正二年度臨時土木費歲入出豫算案(第二讀會)	一九
三、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案	二五
四、大正二年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算案	二八
五、營業課金條例中改正案	二八
六、取得課金條例中改正案	二九
七、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案	三〇
八、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正追加案	三一
第三回	三三
一、天津日本入商業會議所補助繼續ノ件	三四
二、大正二年度民團歲入出總豫算案(第二讀會續)	三五
三、大正二年度臨時土木費歲入出豫算案(第二讀會續)	四一
四、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案(第二讀會續)	四二
五、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歲入	四二

(2)

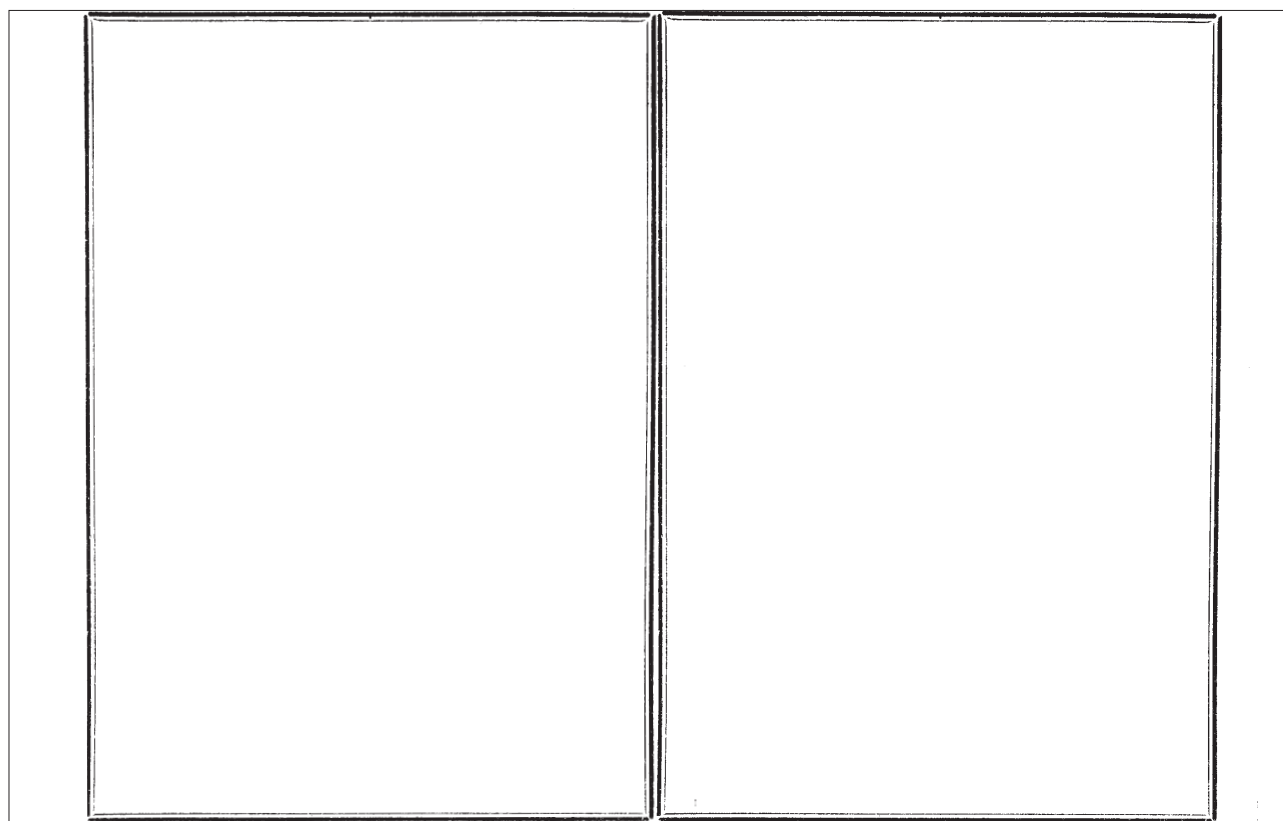
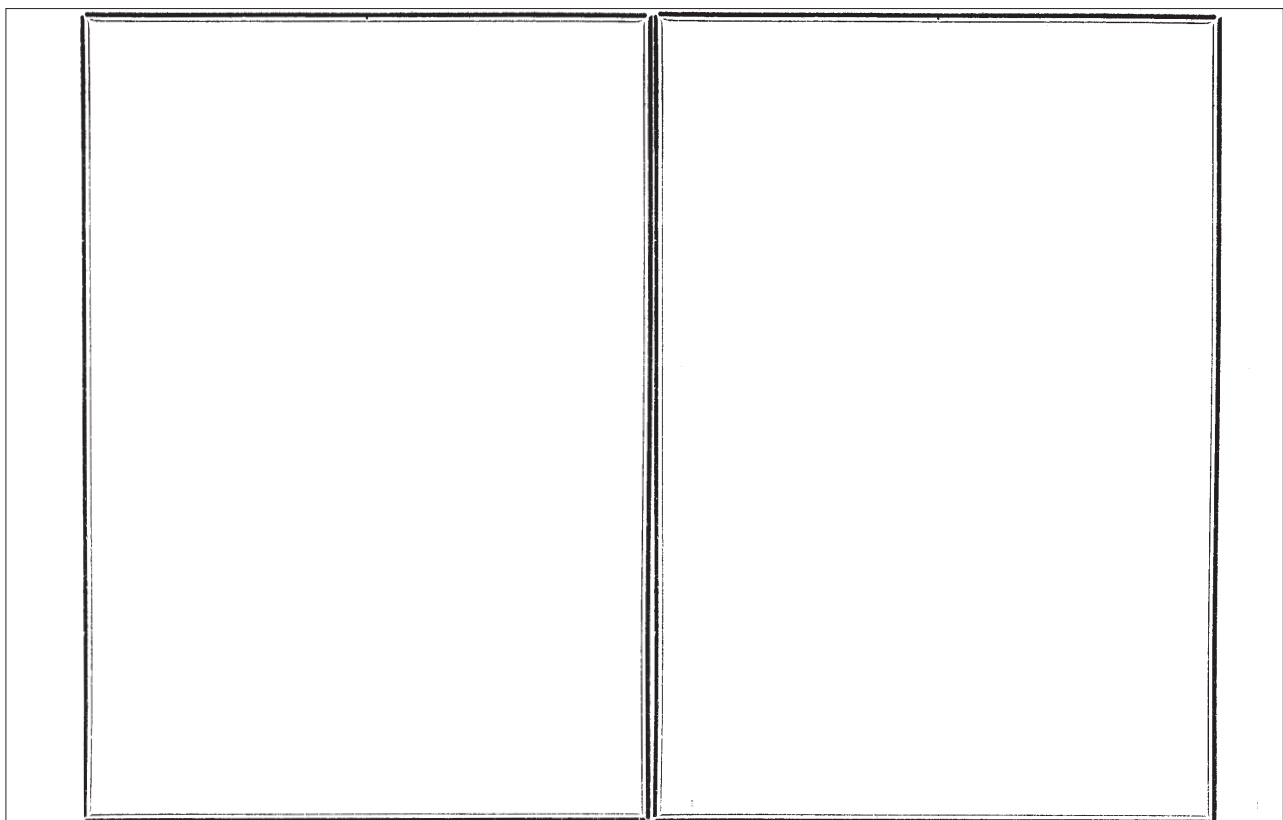
出豫算案(第二讀會續)	四五
六、營業課金條例中改正案(第二讀會續)	四五
七、取得課金條例中改正案(第二讀會續)	四五
八、行政委員並に豫備行政委員選舉	四七
九、民團出納検査委員選舉	四七
一〇、前民會議長鈴木敬親君に對する謝意表彰建議案	五三
一一、大正二年第六次通常民會成績	五四
小幡總領事閉會の辭	五六
附録	五八
一、雜種課金條例中改正	六五
二、碼頭條例中改正	六五
三、人力車及運搬車鐵札料規則中改正	六七
四、人力車及運搬車鐵札料規則中改正に關する追加	六七
五、行人鐵札料條例	六九
六、營業課金條例中改正	七〇
七、取得課金條例中改正	七〇
八、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正	七二
九、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正に關する追加	七三

(3)

一〇、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例	七四
一一、大正二年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算	七四
一二、明治四十五年、大正元年民團歲入出追加豫算	七五
一三、大正二年度居留民團歲入出總豫算	七五
一四、大正二年度臨時土木費歲入出豫算	七八
一五、大正二年通常民會要録	九〇

(4)

目次終



大正二年通常民會議事録

第一回

三月十七日

會場 日本俱樂部

- 第一、民會議長選舉
- 第二、下水道設置に關する建議案(富成一二君提出)
- 第三、明治四十四年度民團歲入出決算
- 第四、明治四十五年、大正元年民團特別基金決算
- 第五、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出決算
- 第六、明治四十五年、大正元年民團歲入出追加豫算案
- 第七、雜種課金條例中改正案
- 第八、碼頭條例中改正案
- 第九、人力車及運搬車鑑札規則中改正案
- 第十、人力車及運搬車鑑札規則中改正追加案
- 第十一、行人鑑札條例案
- 第十二、大正二年民團歲入出總豫算案
- 第十三、大正二年臨時土木費歲入出豫算案
- 第十四、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案

(1)

- 第十五、大正二年民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歲入出豫算案
 - 第十六、營業課金條例中改正案
 - 第十七、取得課金條例中改正案
 - 第十八、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案
 - 第十九、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正追加案
 - 第二十、行政委員並に豫備行政委員選舉
 - 第二十一、民團出納檢查委員選舉
- 午後九時三十分開會、議員の出席若くは代表せらるる者四十八名
- 鈴木議長 鈴木議長登壇
- 鈴木議長 諸君、議員の出席法定の數に達したるを以て是より大正二年即ち第六次通常民會を開會致しす日程に入るに先ち總領事より召集の辭ある筈に付暫らく清聴あらんことを望まず(拍手)
- 小幡總領事登壇
- 小幡總領事 諸君茲に第六次通常民會を開會するに當り一言召集の辭を述べん、天津居留民會は御承知の通り去る四十一年に始めて召集を行ひ爾來年々開會すること五ヶ年即ち這回を以て第六次の通常民會を舉行すると云れり過去五ヶ年間に於ける居留民團の行政は日進月歩の有様にて非常の好成績を収めたるものと思考す恰も

(2)

(3)

本官は去る四十一年當居留民團設立の際に赴任したるを以て第一回より今日に至る迄其任に當り年々此議場に臨席し進捗の著しきを見るにつけ心中誠に満足に堪へざる者あり而して其財政の部に付き過去に於ける収支豫算を見るに四十一年は十四萬餘弗、四十二年は十二萬五千餘弗、四十三年は十四萬六千餘弗、四十四年は十四萬四千餘弗、四十五年大正元年は十五萬餘弗なり是れに對し本年度の十七萬六千餘弗なる豫算を比較するときは如何に居留民團の財政は良好なる成績を示しつゝあるやを一目瞭然の下に知るを得べし即ち民團の歳計は年々約一萬弗位に近き比例を以て増進しつゝあるなり殊に本年度豫算を四十二年に比すれば約五萬弗の増加にして而かも是の増加は新たに賦課したる財源より出たるに非らずして全く居留地繁榮の爲めに生じたる自然の増収に因りて起れる結果たるに外ならず換言すれば當居留民は去る四十二年頃より格別餘計の負擔を爲さずして今日此多額の數字を豫算に組むを得るに至りたるものにして民團財政より觀て非常の好成績と云はざるべからず尙一昨年清國革命事變以來我が租界内に移住し來りたる支那人の數は多きに上り且つ我在留民の數も追々増加の傾向を示しつゝあるに依り將來益々當租界の發展すべきは疑ひなき事實にして而も租界財源の豊富にして且其基礎の根本的に鞏固なるは最も喜ばしき現象と認む其他衛生の面に付ても着々進歩し其實績を認む當地方支那人間には絶へず傳染病の流行せるにも拘はらず甚しく外國人を犯さざるは各國租界衛生の行届けるに歸せざるはあらす殊に我日本租界は支那街に最も近接せる位置にあり又支那人も他の租界に比し多數居住せり而も惡疫の餘り浸入せざるは在留民各自の衛生を重んぜんと租界衛生の行届ける結果たるに外ならず本年は天然痘流行し現に邦人中にも二三是に罹れる者ありしか是等は民團當局者に於て適當なる施設、周到なる注意を拂ふと共に在留民各自に在りても衛生に最も意を注きたる結果甚しき流行を見ざりしは喜ばしき事なり

教育の面に付ては特に説く迄もなし要するに兒童の就學率は年々増加を示し是等も居留地の發展を願はせる一の現象と認めて不可ならん

尙御承知の通り我租界には外務省の所有に係る土地數萬坪あり其地所に清國人を移住せしめ以て租界の繁榮を計らんと欲し一昨年清國革命事變以來此方針に據り夫々外務省に上申し經營の方途を進めてより爾來是等の土地借用を願出する者尠ならず今日迄に家屋の建築を終へたるもの約一萬坪尙續へて工事を進めつゝあるもの約五千坪あり是等は福島街以南の日本人町に屬する部分約六萬坪に對し約四分の一増加の割合を示し尙未經營地の數萬坪も遠からず夫々經營の緒に就くの望あり既に昨今の借用の申込みは續々あるの有様なり而して斯く當租界に多數なる支那人を招致する方針は大局の上より言へば租界繁榮上最も有力なる方針にして一時其の獎勵に力めたるか一面に於ては伴ふ弊害も亦顧みざるべからず元來支那人は衛生思想に乏しく從て租界衛生に危險の程度を増すと又一は租界に參政權を有する支那人の多數に入込むは行政上に重大なる關係を及ぼす事を考へざるべからず左れと是等に對しては相

(4)

(5)

當の注意と適當なる方法を用ゆれば防ぎ得るは確實なり而して當居留地に於ける官有地の拂下問題は先年來外務省と居留民團との交渉案件として今日に至れる問題なるが今日に於ては略ぼ經營の實を收め得たれば遠からず居留民團に於て是れを引受け經營するも都合なき時期に到達するを疑はず從て諸君は如何なる方法を以て拂下を受け又如何に之れを經營すべきか等の事項は今より御研究ありて然るべき問題と思ふ即ち官有拂下問題は民團の財政に多大の關係ある問題なるを以て充分慎重の研究を要す一旦其方針を誤らんか如何に堅固なる租界の財政も遂に紊亂を來すに至らんか如き事無きを保せず即ち本件は今日より諸君に於て十分御熟考を求むる次第なり之れを以て第六次通常民會召集の辭と致しす(拍手)

鈴木議長 是れより今日の議事日程に入らん

●日程第一、民會議長選舉

鈴木議長 是れより日程第一居留民會議長選舉を行ふ順序なるが例により選舉立會人を選ぶの要あり就ては議事の進行を圖る爲め議長より指命して異議なきや(異議なし)

鈴木議長 然らば指名すべし

(西本茂吉君 富成 一二君)

鈴木議長 投票を行ふに先立ち諸君に御願あり夫れは昨年の民會に於て本員が議長に當選の際再任を御辭退せんと思ひしも一旦當選したる上故なく辭任するは惡例を

(6)

將來に貽す嫌あるを以て枉げて今回限り就任すべき旨を宣言致し置きたる事もあり夫れのみならず前週月曜より病氣に罹り今尚ほ服藥靜養中なるも一ヶ月の任務を全ふせんか爲め病氣を力めて今夕は出席したる次第にて後任者の就任後可成退場靜養の心算なれば事情御諒察ありて無厭な投票は一票も御入れ下さらんことを切に御願ひ致します

鈴木議長 舊來の議員諸君は投票の方法は御承知の苦なるも新たる議員もあれは念の爲め一言せん投票は無記名式にして法人の代表者に對する投票は代表者の氏名を記するの單に何々會社と記するも有効として合算すへし次に委任を受けたる向は名刺に自己の外何名と記載せられたし

(西本茂吉君 富成一二君立會)

投票

鈴木議長 投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 開函の結果投票者數と投票數と合致するを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の兩書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾五票

二十一票 小貫 慶治君 十二票 鈴木 敬親君 六票 福山 義春君

(7)

四票 長峰 與一君 二票 森 辨治郎君
鈴木議長 開票の結果何れも法定の數に達せざるを以て館令第四條により高點者小貫慶治鈴木敬親の兩君に就き決選投票を行ふべし

(西本茂吉君 富成一二君立會)

鈴木議長 投票済みたるを以て是より開函すべし

鈴木議長 投票の數と名刺數と合致せるを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の兩書記之を點計す)

鈴木議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告すべし

投票有効總數四拾四票

内

二十六票 小貫 慶治君 十八票 鈴木 敬親君

鈴木議長 決選投票の結果小貫君か過半数に依り御當選になりました(拍手)

鈴木議長 本員は不肖の身を以て二期の間議長の任に膺り大過なくして任務を終了し得たるは本懐に存する次第なり殊に今回は本員の願を御容れ下され中には投票せられたる向もありたれども當選に到らずして小貫君の如き適任の後任者を得たるは衷心より悦ぶ所なれば茲に一言を述べて御別れの辭と致しす(拍手)

小貫議長登壇

小貫議長 只今諸君の御推薦を受け民會議長に當選したるも事情の許さざるところ

(8)

あるを以て其職責を汚すこと能はず實は本員も候補者の内にある事を自覺せば只今鈴木君の述べられたる如く大に豫防線を張りて警戒すべき筈なりしに如何せん咄嗟の事とて掛なからざる狼狽を致したり殊に本員は議場整理の知識且つ經驗も無きを以て此の重大なる職責を首尾克く盡す能はざる處なれば辭任致度次第なるも辭任は惡例を貽すとの事なれば心苦しきも這回又は御請け致します然し只今申上げたる如く議場には經驗なく今後數日間に入り如何に之れを整理するや大に寒心に堪へざる次第なり只諸君の同情を以て一回たりとも無事に通過するを得れば此れに過ぎたる幸なるべし一言豫の諸君に御願ひ致し併せて就任の御挨拶とす(拍手)

小貫議長 只今富成一二君より規定の賛成者ある建議案を提出せられたるを以て日程を變更し是れを議題と爲さんとする異議なきや

(日程變更と云ふ者あり)

沖田介次郎君 議事日程變更し建議案を議せられんことを希望す(賛成)

小貫議長 然らば日程を變更すべし

●日程第二、下水道設置に關する建議案

小貫議長 是より下水道設置に關する建議案に移ります

小貫議長 下水道設置に關する建議案を朗讀せしむべし

(田中書記朗讀)

下水道設置に關する建議

要旨

一、日本租界に完全なる下水道を設置する事但し工費は團債を以て之れに充つ

理由

從來我租界内には下水道の設置なし然るに由來殆んど潔癖とも稱すべき邦人は常に清潔保持上水の使用量少からざるも之れ等使用汚水は直ちに適當なる排水場に流失せしむる能はず自然數時間若くは數十時間に亘り狭き邸内に貯留して苦力の搬出を待つの外なく其不便不潔なること殆んど見るに忍びざるのみならず我租界内居住多數支那人の如きは街路上に汚水を散布して尙且平然たるもの多し右等は畢竟完全なる下水道の設備なきに因るものにして其結果たるや只獨り不快不便に止まらず惡疫豫防上に對しても頗る寒心に堪へざるものあり依て急速設備の完成を緊要と認む

右提出候也

大正二年三月二十四日

提出者 富成一二
賛成者 西本茂吉
外拾名

富成一二君 本員は右建議案提出者なるを以て一言説明せん昨年の民會に於ても一の建議案を提出したることあり當時行政委員たる長峰君は採決によりて之れを有効ならしめんと努むる心情を大に悲むと述べられたるを以て這回は豫しめ長峰行政委員會議長に懇談せり要するに今回團債を起して公會堂其他の建物を建築せらるゝに於ては序に我等年來不便を感じつつある下水工事併せて施設せられて事を希望する次第にして因より重大なる問題にして隨て財政に伴ふ事業なれば此の機會を利用して建議の旨を貫徹せしめ度茲に提出したる所以なり

西本茂吉君 本員も此下水案に賛成したる一人なるを以て一言せん我租界に下水道を貫通せしむるは今更喋々するの必要なべし今回團債を起して公會堂を建築するに非ずは下水道も起して之れを整理せらるゝ方得策なりと信す然して工費は幾千を要するや其他の案は將來選舉せられたる新行政委員に一任して具體的の案を立て臨時民會に圖るの或は來年度の民會に提出せられん事を希望す

長峰委員 下水問題に關しては既往に於て履行行政委員會議の問題となり大に研究せり事經濟上且つ技術上に關し其費用も又多額を要するものなるを以て尙充分研究せんと思考したるなり偶外國租界の實情を調査せしに先づ佛租界は下水道なるものに對し非常なる奮發を以て即ち材料に五萬二千兩外に工費を加へて約十萬兩を費せりと聞く而して其結果成績不良にして且つ加ふる此他租界等の比評を受け即ち英租界の技師等は云々彼れは餘計な大金を手中に埋めたりとて笑ひ居れりと英租界の如きは施設なし只アストルハウス等の如き埠岸に近き處は各自に於て河岸まで鐵管を通し以て流水せしめあるも其他に於ては未だ設計したる所なし而して現在法租界の如き施設に至りては衛生上有害にして汚物は鐵管の底に沈み上水のみは流通するも瓦

(10)

(9)

斯は地下に充滿し衛生上反りて宜しからず而して汚水の棄却方は現在我租界に行はれ居る法は反りて衛生上適合せりとの事なるを以て團債を起して迄是れを敷設することは不可能ならんと言し立案せりし次第なり

沖田介次郎君 本員も賛成の一人なり只今行政委員の説明によりて法租界に於ける設備は能く分明せり凡そ外人は二便共一度に繋つるを以て汚物は沈澱するならん即ち外國租界殊に英租界の家屋は大なるを以て下水道の必要を認めざるも日本人の家屋は密接し貧困者の多くして日々洗濯する汚水は直に溜り汚水苦力の來る時間一定せざるのみならず支那人の如きは夜中道路上に之を放散し殊に汚水苦力は棄却場に運ばずして其附近に放棄し不潔極まり要するに汚物は籠に入れ汚水のみを流通せしめんには敢て鐵管に沈澱する如きことなからん本員は下水道は決して衛生上に害あらずと認むるを以て法租界は白河に流すも日本租界は不可能なるを以て海光寺方面の低地に流通せしむれば差支へなからんと思ふ是非實行を願ふ次第なり

原田俊三郎君 大分議論も盡きたりと思ふが然し是れは重大なる問題なり事財政に伴ふものなれば今茲に其可否を決すること覺束なし何れ豫算審査委員を選舉せらるゝことなれば此案は右委員に附托し慎重に審議の上立案し討議せられんことを願ふ

小貫議長 他に意見なきや

長峰委員 沖田君は汚水汚物と別にす如く申されたるも若し施設するにせは一度

(12)

(11)

富成一二君 只今長峰委員より兩便共に棄却致度旨説明あり大に満足せり向衛生上に付藤田委員の意見を伺ひたし

藤田委員 是の問題は昨年より話頭上れるものにして萬一海光寺方面へ流すにせは勢ひ何れにか溜場所を造らざるべからず白河は高地なれば不便難ならず又二便共流通せしむるは甚だ不可能なり現下官地拂下問題すら未定なるに是の下水道を實行するは少く早計に過ぎるの感あり案は極めて重大なる問題なれば五人乃至十人の委員を擧げ一ヶ年間研究するの價値ありと信す

富成一二君 藤田君に伺ひたるは衛生上有害と認めあるや否やにあり

沖田介次郎君 行政委員諸君は此問題を討議せらるゝに當り専門家に就き尋ねられたることあるや

長峰委員 有ります松村君を介して各外國租界の技師に尋ねたり

西本茂吉君 本員は賛成の希望は已に述べたるもこは經濟狀態に伴ふ様に願ひたし直に是の民會に於て決議を願ふ譯けにあらざるを以て敢て委員を擇はすとも宜しからんと思ふ

中戸川忠三君 是の案は重大なる問題なれば本員は原田君の説に賛成す尙下水溝に

(13)

關連せる意見あるを以て一言せんを昨年降雨の際天仙茶園の附近一帶雨水氾濫し殆んど屋内へ侵入せんとする有様にして是等は下水溝不完全に歸するものなれば本年中に併て改修實行せられんことを望む

豊岡委員 只今原田君の説は豫算審査委員に附托して慎重審議の末必要ありと認むるに於ては更に今回の民會に關りて決定せらるゝ意見なるや

原田俊三郎君 然らず只審査委員に採用するや否やを附托するにあり

豊岡委員 是の問題は理論上甚だ結構なることにして諸君に於ても恐らく不賛成なからん本員も委員に附托して研究するを穩當なりと考へ仍て原田君の説に賛成す

原田俊三郎君 討論終結と認むるに付採決せられたし

長峰委員 是れは信認せられたる次の行政委員に一任し其行政委員が任期中更に審議し以て次期の民會に提出するにせよは大に研究すべき餘地あると認むるを以て左權願ひたし

富成一二君 本員は建議案なるものには甚だ懲りて居りますから條件付にて之を撤回し新行政委員に一任せんと思ふ仍て此案に賛成せられたる西本君の意見如何

西本茂吉君 撤回の必要を認めず長峰委員の意見も大差なし富成君の撤回説を撤回せられたし

鈴木委員 是の問題は如何程論じたりとも未だ具体的に成立しあらず富成君の撤回説よりか西本君の説は至當なりと考ふを以て新行政委員に一任し研究せは完全なるものゝ出来ることと信す

(14)

ものゝ出来ることと信す

小貫議長 撤回説に賛成者なきと認めます

小貫議長 審査委員附托し新行政委員一任との兩説に附き採決致します

原田俊三郎君 議事の進行を妨らん爲め前説を取消し西本君説に賛成す

豊岡委員 本員も原田君説と同感なり

小貫議長 下水道設置に關する建議案は新行政委員に一任することに異議なきや(異議なし)

小貫議長 然らば下水道設置に關する建議案は新行政委員に一任することに致します(拍手)

●日程第三、明治四十四年度民團歳入出決算

●日程第四、明治四十五年大正元年度民團特別基金決算

●日程第五、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歳入出決算

小貫議長 是れより日程第三、第四、第五の三案を一括して議題と致します是れは御承知の通り已に出納検査委員の檢閲を経たるものなれば御承認を願ひます(異議なし)

小貫議長 夫れては異議なきにより總て承認と認めます

●日程第六、明治四十五年大正元年度民團歳入出追加豫算案

●日程第六、明治四十五年大正元年度民團歳入出追加豫算案に移ります

(15)

(異議なし)

小貫議長 異議なきにより承認と認めます

●日程第七、雜種課金條例中改正案

小貫議長 日程第七雜種課金條例中改正案に移ります

鈴木委員 朗讀を省き直に第二讀會を開き遂條審議に願ひます(賛成)

小貫議長 只今鈴木委員の説に異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきと認め遂條審議を致します

長峰委員 大体の説明は後に附則しある如く御了解のことと思ふ小なる者に迄徴税するかの如く見ゆるも旨暹等の如き者には課税せず酌婦の區別しあるは之れは文章にて御判断を願ひ亦遊藝業とあるは現今にては玉突場等を指したるものなり

西本茂吉君 酌婦の甲乙に區別しある理由を明白に説明を望む

長岡徳三郎君 甲は意味兩様の客席に侍るもの乙は主として酒席に侍るものなり

長岡徳三郎君 只今酌婦の二種に附て説明ありしも客席に侍る者と否らざる者の區別は何により認むるや

長峰委員 只今説明したる如くにして實際の判別は容易ならざるも警察署の調査に待つより他に良策なし

小貫議長 第一項に質問なきや(異議なし)

小貫議長 第二項に質問なきや(異議なし)

(16)

原田俊三郎君 第三項より第六項まで一括に願ひたし(賛成)

西本茂吉君 理髮業の内に女髮結は入れあるや

長峰委員 然り余み居れり

鈴木委員 最早質問、盡きたりと思ふ元來第三讀會なるものは法令によれば翌日之れを開くべきものなるもは豫算と關係ありを以て本日確定致したし(賛成)

小貫議長 只今鈴木委員の説に異議なきや(異議なし)

小貫議長 夫れては雜種課金條例中改正案は異議なきと認め可決確定致します

●日程第八、碼頭條例中改正案

小貫議長 日程第八碼頭條例中改正案に移ります(讀會省略)

小貫議長 異議なきと認め讀會を省略し可決確定と致します

●日程第九、人力車及運搬車雜料規則中改正案

●日程第十、人力車及運搬車雜料規則中改正案併に第十の追加案を一括して一讀會を開きます

小貫議長 日程第九人力車及運搬車雜料規則中改正案併に第十の追加案を一括して一讀會を開きます

長峰委員 大体に於て説明致します第三條の自用人力車は舊來の通りにして其他のものは從來徴税規則なかりしが昨今馬車、自動車は日々其數を増し之れが爲め租界の道路を破壊すること尠なからざるを以て他の諸車税と均衡を保たん爲め徴税するの必要を感じ此の案を提出したる次第なり中には各國租界と共通せざるべからざる

(18)

る者抄しとせず爰に鑑み行商者に對し鑑札を携帶せしめ以て取締を便ならしめんか
爲めなり

西本茂吉君 只今の説明にて了解せり是も讀會を省署して可決せられたし(異議なし)
小貫議長 異議なきと認め讀會を省署して可決確定と致します

●日程第十二、大正貳年度民團歳入出總豫算案
●日程第十三、大正貳年度臨時土木費歳入出總豫算案

小貫議長 是れより日程第十二大正貳年度民團歳入出總豫算案並に日程第十三大正二
年度臨時土木費歳入出總豫算の二件を一括として第一讀會を開きます

西本茂吉君 二案とも異議なし
小貫議長 原案に對し他に御質問なきや(異議なし)
小貫議長 他に質問なきと認め第一讀會を通致致します
小貫議長 議事の都合により今晚は是れにて散會致します
時に午後十一時五十分

第二一回 議事日程 三月十八日 會場 日本俱樂部

第一、大正貳年度民團歳入出總豫算案(第二讀會)
第二、大正貳年度臨時土木費歳入出總豫算案(第一讀會)

(17)

ものありて夫れ々々交渉せし處今日迄賛成を申込來りたるものは僅に伊太利租界の
みにして佛、獨租界は今暫く研究を遂げたる旨回答あり其他に於ては何等通知なき
を以て今尙交渉中に屬せり右様の次第なりしにより更に追加案として附則の一項を
加へたる所以なり

沖田介次郎君 馬車税なるものは外國租界に於ても徴收しあるや
長峰委員 然り徴收しあり當租界も單獨行爲的に徴收せん考へたりしも自用人力
車申號の如き自用人力は到底各國共通に爲さざるを得ざるを以て茲に追加條例を設け
たり

鈴木委員 是の案も讀會を省署して可決せられんことを望む(賛成)

小貫議長 只今鈴木君の説に異議なきや(異議なし)
小貫議長 然らば日程第九第十の兩案は原案通り讀會を省署して可決確定と致します

●日程第十一、行商人鑑札料條例案
●日程第十二、大正貳年度臨時土木費歳入出總豫算案(第二讀會)

小貫議長 讀會を省署して可決確定と致したし(異議なし賛成)

西本茂吉君 他に異議なきや
小貫議長 是の條例は支那人に適用すべきものにして日本人には關係なし御承知の
通り我租界には多數の支那人移住して以來行商人の租界に出入する者甚だ多し隨て
説明書に記載したる如く租界を不潔ならしめ殊に出入頻繁に際し居住民の盜難に罹
る者抄しとせず爰に鑑み行商者に對し鑑札を携帶せしめ以て取締を便ならしめんか
爲めなり

(20)

小貫議長 是の歳入出豫算案は全部に涉りて議するか又は款項を逐ふて討議するか
諸君に御諮り致します

西村委員 是の歳入出豫算は當居留民團の財政上重大なる骨子なり之れによりて民
團は活動するものなれば概々しく一箇十里的に議するは甚だ宜しからざるを以て諸
君は充分に質問し又は希望を述べ而して審査委員に附托せられんことを望むと同時
に審査委員は五名となし前例により議長の指名に願ひたし(賛成)

西本茂吉君 歳出第一項の停給手當の内理事の俸給は何程計上しあるや
長峯委員 最下級の百四十弗と外に借家料の部に二十五弗を計上せり
西本茂吉君 現在理事の必要を認ざるか或は適任者の選擇に苦しみあるか知らざる
も本員は理事の必要を認むるものなり今や當租界は日々に發展し正に民團役所の新
設されんとするに當り相當人物を要することは論を俟ざる次第なれば速かに適任者
を選擇し之れを採用し而して俸給の如きも多額に計上し出來得べくんば現在の額を
二百弗以上に計上せられんことを望む

富成一二君 歳入第三款水道料の部に千瓦に付銀七拾五仙と銀六拾五仙の區別しあ
るは如何

長峯委員 居留民に賣捌く分は銀七拾五仙にして軍隊の方は銀六拾五仙なり當初軍
隊の分も全率の料金を請けたく屢々交渉せしも容易に折合はす止むなく折中の上右
の料金にて圓滿に解決したるものなり

(19)

第三、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設上費特別會計條例案
第四、大正貳年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設上費特別會計歳入
出豫算案
第五、營業課金條例中改正案
第六、取得課金條例中改正案
第七、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案
第八、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正追加案

●日程第一、大正貳年度居留民團歳入出總豫算案(第二讀會)
●日程第二、大正貳年度臨時土木費歳入出總豫算案(第二讀會)

午後九時開會、議員の出席若くは代表せらるる者五十五名
小貫議長 議員の出席定數に達したるを以て是より開會致します
小貫議長 日程第一全第二の兩案は豫算合計に關聯しあるを以て之れを一括して第
二讀會を開きます

長峯委員 大正貳年度の豫算に附て大体説明せん御承知の通り當居留民團の財政は
年々膨脹を來し當局者に於ては收入支出に慎重なる注意を拂ひ大正貳年度の豫算は
最も事實に近きものを探りて編製したるものなれば前年度の豫算に對比して著しき
大差なき事を御承知ありたし只警備費に付る急激の増加を示せる理由は後に説明
するとせん

(21)

長岡徳三郎君 本員は昨年の民會に歳入第二款の藝妓、酌婦、料理店並に藝妓置屋税なるものに附て建議案を提出せし處當時は財政状態の許さざる爲め他方面より提出せられたる請願書も取下げられたる有様なりしにより本員も四冊の情状を願ひて之を撤回すると同時に一言希望を述べたりしも今日まで何等満足すべき事實をホされず甚だ遺憾に堪へざりしを以て先日史に行政委員會に請願書を提出せし處今の場合財政の許さざる爲め如何なるも年來の志望なれば次期の行政委員には必ず其希望に應ずべく様申告との理由にて却下せられたり如斯次第なるを以て本員は更に審査員並に新行政員に向け當業者が年來主張する減税の趣旨を採用せられ本員等の希望をして充たさしめられん事を望む

長峯委員 藝妓豫算の増額したるは一等、二等の等級に於て多少増加したる爲めなり只今長岡君は減税に付て其所感を述べられたり本行政委員會は其希望を容れん事に力めたりしも民團の財政は日に膨脹する有様にて遺憾ながら其機會を得るの暇なかりしにより止むを得ず次期の行政委員に之れが實行方を申繼んこと一決せり聞く如くんは藝妓置屋主は常に商賈不景氣にして加るに重税を課せられ立ち行さると云ふも彼等は妾を蓄ひ或は要錢論より証據藝妓の明書を見れば何れも相應賣上をなし而して醜業婦の数は年々輸入超過の傾向を示せり此言果して的中せば現在の負担額は敢て重からず事實立ち行かざるも之は廢業して差支へなからんかと思ふ

(22)

富成一二君 歳出警備費に於て昨年より遙かに増加せり曾て外務省に申請せられたる補助の件に關し回答ありしや

長峯委員 未だ何等の指令に接せず

富成一二君 歳出の水代に於て漏水は月百餘弗に計上しあり漏水に付て年々一問題となり居れり要するに給水場少なき爲め欠損を生ずるものならん彼等の給水法を自撃するに甲者より乙者に入るときに際し漏水量多しとせず敢て自己本意を主張するにあらす元來開口附近即ち支那人等の方面には從來請願しあるも願意徹底せざる未だ其の運びに至らず此際是非給水場を設置せられたし此方面には水道水の多量に使用する者等あり即ち造酒商石輪製造商又はスチームを使用する工場等ありて遠方より運搬し來ること不便少なからざるのみならず漏水を防禦するに關係あるものと考ふるを以て速に敷設せられんことを希望す

福山委員 漏水は只今富君の述べられたる如く一昨年来より研究問題となり居れり昨年於て當局者は出來得るだけ注意を拂つて研究したる結果是の欠損は漏水のみに止らず即ち水源に備付あるメーターと枝線にあるメーターとは其の惰力の弱強により必ず幾干の歩減を生ずるものなることを發見せるも尙一層の注意を以て調査致し居る次第なり給水場は居住者の増加に應じ増設することに成り居れり只今の希望は充分に斟酌することに致します

西本茂吉君 漏水の歩減中に公園に使用する水量並に出火に要する水量等含みある

(23)

長峯委員 計上しからず公園、出火の分は各他の項目中に計上せり

長峯委員 警備費の増額に付て説明せん本年度に於ける増額の理由は巡捕十名を増加したる結果なり之れは監督官廳より之れを要求して即ち現時多數なる支那人の當租界に移住したる爲め従来の巡捕數にては取締上不可能の事なりしにより當局者は參考上他租界の警務事項を調査したるに先づ英租界内には現在支那人四千二百五十九人其他の者七百〇三人あり之れに對する巡捕數は百二十七名なり然るに我租界内には支那人一万二千八百六十八名其他の者千九百五十一名にして之れに對する巡捕は僅かに六十八名に過ぎず數より之れを打算せば他租界に比し我租界は遙かに下級にあり故を以て茲に増加したる次第なり

富成一二君 外務省に申請したる警備補助は望みなきや

長峯委員 總領事より未だ何等御通知なきを以て尙有望と認め居れり巡捕に附ては一般に種々なる比評あるも監督者によりて之れが改良に力めつゝありと聞けり

沖田介次郎君 漏水に付て一言せん元來水のメーター或は電燈のメーター其何れを問はず租界に使用しあるものは大抵老頭兒にして使用し立たざるものと聞けり果して然るや

豊岡委員 只今メーターに付て御注意ありたるも目下租界局に使用の分は正確のものなり福山委員より説明せられたる如く年々漏水量の減少せざる爲め大に研究したる結果自來水会社の技師に就き尋ねし處水源の水量器と他の枝管の水量器とは流水の重なる原因を發見したるなり

小貫議長 他に質問なきや

原田俊三郎君 質問なし速かに委員附託に願ふ

小貫議長 臨時土木案も一度に附託致し度きを以て質問ありたし

長岡徳三郎君 臨時土木費水道の部に於て曙街の一部とは何れの方向なるや

長峯委員 敷島前より芙蓉館角までなり

富成一二君 井戸十三ヶ所は何處なるや

(赤山技手参考として説明す)

沖田介次郎君 以前は水道鐵管の屢破損あり現時之れを耳にせざるも思ふに鐵管破損は電車の電流漏れより生ずるものならん現に昨年の見試験的に備へ付けのハンモオタを取外すに當りスイッチに手を觸るとや忽ち電氣正に卒倒せんとせし事あり是等は地下に埋めある電流より來りしものならんか隨て水道鐵管に漏連して破損を來す事あるべしと信す仍て自來水会社に交渉し地下の電線を取外し上部に之れを架せしめ以て弊害を防ぐ様に願ひたし

田村源三郎君 水道敷設は一部に止めずして曙街全般に願ひたし元來水の多量に使用する處は家の大小は別として曙街なりと信す夫れは全街の八九分迄は水商賣にし

(24)

結果自來水会社の技師に就き尋ねし處水源の水量器と他の枝管の水量器とは流水の重なる原因を發見したるなり

小貫議長 他に質問なきや

原田俊三郎君 質問なし速かに委員附託に願ふ

小貫議長 臨時土木案も一度に附託致し度きを以て質問ありたし

長岡徳三郎君 臨時土木費水道の部に於て曙街の一部とは何れの方向なるや

長峯委員 敷島前より芙蓉館角までなり

富成一二君 井戸十三ヶ所は何處なるや

(赤山技手参考として説明す)

沖田介次郎君 以前は水道鐵管の屢破損あり現時之れを耳にせざるも思ふに鐵管破損は電車の電流漏れより生ずるものならん現に昨年の見試験的に備へ付けのハンモオタを取外すに當りスイッチに手を觸るとや忽ち電氣正に卒倒せんとせし事あり是等は地下に埋めある電流より來りしものならんか隨て水道鐵管に漏連して破損を來す事あるべしと信す仍て自來水会社に交渉し地下の電線を取外し上部に之れを架せしめ以て弊害を防ぐ様に願ひたし

田村源三郎君 水道敷設は一部に止めずして曙街全般に願ひたし元來水の多量に使用する處は家の大小は別として曙街なりと信す夫れは全街の八九分迄は水商賣にし

(25)

て料理店を除きては豆腐屋、洗濯屋、床屋等にして日常使用水量少しとせざるを以て軍病院前まで延ばせられし事を望む

小貫議長 御意見も盡きたりと思ふ此の二案を一括して審査委員に附託致し度し異議なきや(異議なし)

小貫議長 委員附託に賛成者多数と認むるを以て其儘委員に附託すべし

小貫議長 豫算審査委員は例により五名となすべきや(五名賛成)

小貫議長 是れより豫算審査委員を選挙すべし

原田俊三郎君 例により議長の指名に願ひたし

小貫議長 議長の指名にて異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきにより指名すべし

高成 一二君 原田俊三郎君 岡村 繁藏君 西本 茂吉君

安田 安太郎君

以上五名を指名します(拍手)

◎日程第三、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計詳列案

小貫議長 是れより日程第三に移ります

長峯委員 是の案に對し茲に修正を加へたる理由に附て一言せん原案には吏員宿舎も建築する如く組入れし處其後總領事に公園内に民團役所公會堂等建築方に附き相

(26)

談せし處大体に於ては採用ありたるも附屬家屋建築に附ては公園の狹隘を告ぐるのみならず亦風致上宜しからざるを認むるの事にて賛成せられざる模様なるにより萬一民團に於て可決するも總領事に於て認可せられざるものとせば之れを修正して通過せしむるに至當と考へ即ち吏員其他の宿舎を建築せざるものとして修正を加へたる次第なり隨て豫算上約九千兩計りの減少を見ることとなり

沖田介次郎君 吏員宿舎を建築せざるは場所の爲めに起りたるものなるや其他のもの公園にあらざれば不可能なる意見なるや

長峯委員 公園内を使用するに或る期間までは殆んど無償に借り得らるること信し現在にては他に適當なる地所なし之れあるも埋め立を爲さざるべからず左は之れに伴ふ工費の増加は免れざる次第なるを以て此處に撰定したる所以なり

沖田介次郎君 只今土地の問題に附て御説明ありたるも要するに無償なる期間は永久にあらざる僅少の間にあるものと考へざるべからず左すれば他に適當なる地所を撰み其處に吏員宿舎等も建設するを可とす工費の増額は到底免れざる處にして亦租界百年の長計を計らんに極めて完全なるものを要する次第なりと信す

富成一二君 是の建築は宿舎と公會堂とは何れか重なるものなるや

長峯委員 經濟の立ち行く様に致したし即ち民團に於て之れを建築し以て家賃を取立つるを良法と考へたり

原田俊三郎君 公會堂建設は至極賛成なり目下各租界には相當なる公會堂を有せり

(27)

彼の外國租界中最も居留民の多き奧太利租界の如きすら四五萬兩を投して起工に着手せんとするやに聞けり又北京に於ては已に之れを建設して常に日支人の會合を催し彼我親善を圖り居れり又開く漢口にも巨額を投して完備せる公會堂を建設せりと況んや模範居留地と稱せらるる我租界に於てをや本員は明大正三年今上陛下の戴冠式を擧げさせらるる間に合ふ如く早く建設せられん事を希望す

小貫議長 他に意見なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきにより之れより第二讀會を開きます(賛成)

西村委員 本案は五名の審査委員を撰みて附託せられんことを望む尙委員の選定は前例により議長の指名に願ひたし

原田俊三郎君 七萬兩の借入は七歩以内にて借り入る見込なるや

長峯委員 大体は當地の横濱正金銀行支店と數回の交渉を重ねたる結果纏りたるも資金の性質上當地支店長は一應本店の意嚮を確むる必要あるとの事なるもこは形式上のものならんと思ふ

原田俊三郎君 夫れでは非常に安心せり

西本茂吉君 本員は附屬家屋は公園内に於て不可能なれば他に適當なる地所を借りて建築願ひたし今是の附屬家屋の部分は削除せらるるも早晩亦之れが建設を要する時機は必ず來ることと思ふ只地所變更の問題なるのみなるを以て原案の儘とし場所に於て修正を加ふれば可ならん是れは重大なる問題なれば五名の審査委員にては少

(28)

なしと考ふ仍て之れを十名に願ひたし

鈴木委員 只今西本君の希望として建築方法は場所丈け變更しても建築したきこの事なるも之れを希望に止めずして決定しては如何

西本茂吉君 御注意は謝するも審査委員に於て本員の希望を採用せば可なり

原田俊三郎君 本員も西本君に賛成

富成一二君 速かに委員附託に願ひたし(賛成)

小貫議長 委員附託に賛成者多数と認むるを以て委員に附託すべし

小貫議長 委員は十名説多数と認めり異議なきや(異議なし)

小貫議長 然らば委員は十名とし撰定法は前例により議長の指名と致します(賛成)

小貫議長 先刻指名したる豫算審査委員の外に

中戸川忠三君 沖田介次郎君 大亦 秀助君 日高松四郎君 平野爲次郎君

以上の五名を指名します(拍手)

◎日程第四、大正二年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歳入出豫算案

小貫議長 是れより日程第四に移ります

西本茂吉君 此案も只今の日程三號案に關連したるものなれば讀會を省略し右委員に附託願ひたし

(30)

小貫議長 他に異議なきや異議なし
 小貫議長 然らば、程第四號案は諸君を省略し同一の委員に附託し決します
 ●日程第五、營業課金條例中改正案
 小貫議長 是れより日程第五號案に移ります
 長岡徳三郎君 營業課金率と雜種課金率との割合如何
 長峯委員 營業課金、雜種課金とは各其性質を異にしあるを以て何等關係なし
 小貫議長 他に御質問なければ第二讀會に移ります(異議なし)
 小貫議長 然らばこれより第二讀會に移ります
 中戸川忠三君 従前財源調査會に於て調査したる營業課金の特等は何弗なりしや
 長峯委員 特等は僅しかり二百五十五弗なりと考ふ
 富成一二君 課金等級の改正は團債より起りたるものなるか
 長峯委員 之れは一致したる偶然の結果にて課金改正の必要は數年前より認め居れり
 富成一二君 財源調査會にては地租も取立つる計畫なりしか既に準備あるや
 長峯委員 目下家屋及土地の實測中なり
 西本茂吉君 營業金の改正は甚た必要なりと認むるを以て之れも委員附託に願ひ
 たし然して上部の特等より三等迄の間は間隔餘りに遠きに失するの嫌ひあり又下級の十二等の四弗は甚低し現に雜種課金の按摩の如きすら最低年額六弗なれば之れより低しとはわんまりならん(笑聲起る)
 長峯委員 本案も委員附託となれば従來の財源調査委員も其委員中に加へられたし
 長岡徳三郎君 本員は營業課金の特等は雜種課金の或るものに比すれば尙低きと思ふ
 仍て之れを五百弗と願ひたし
 西本茂吉君 質問盡きたりと思ふ委員附託に願ひたし
 富成一二君 只今本案の審査委員中へ財源調査委員も加へられたきとの事なるか
 實は本員も調査會の委員にして一時に總ての審査を爲すことは到底致し難き以て是れは他の委員に願ひたし
 西村委員 豫算審査委員に願ひたし
 日高松四郎君 課金改正の理由は財政の必要に應じてなしたるものなるや
 長峯委員 先刻申上げたる如く課金率の改正は數年前より認められたるものにして團債上何等關係なきも偶然茲に至りたるものなり
 小貫議長 他に意見なきや(異議なし)
 小貫議長 議事の進行を爲め日程第五號案の審査は委員に附託して如何(異議なし)
 小貫議長 然らば日程第五營業課金條例中改正案は豫算審査委員に附託致します
 ●日程第六、取得課金條例中改正案
 小貫議長 日程第六に移ります

(29)

りも低しとはわんまりならん(笑聲起る)
 長峯委員 本案も委員附託となれば従來の財源調査委員も其委員中に加へられたし
 長岡徳三郎君 本員は營業課金の特等は雜種課金の或るものに比すれば尙低きと思ふ
 仍て之れを五百弗と願ひたし
 西本茂吉君 質問盡きたりと思ふ委員附託に願ひたし
 富成一二君 只今本案の審査委員中へ財源調査委員も加へられたきとの事なるか
 實は本員も調査會の委員にして一時に總ての審査を爲すことは到底致し難き以て是れは他の委員に願ひたし
 西村委員 豫算審査委員に願ひたし
 日高松四郎君 課金改正の理由は財政の必要に應じてなしたるものなるや
 長峯委員 先刻申上げたる如く課金率の改正は數年前より認められたるものにして團債上何等關係なきも偶然茲に至りたるものなり
 小貫議長 他に意見なきや(異議なし)
 小貫議長 議事の進行を爲め日程第五號案の審査は委員に附託して如何(異議なし)
 小貫議長 然らば日程第五營業課金條例中改正案は豫算審査委員に附託致します
 ●日程第六、取得課金條例中改正案
 小貫議長 日程第六に移ります

(32)

長峯委員 本案改正の理由は矢張り營業課金と權衡を保持せん爲めなり現行租界の徵稅法は内地の所得稅法の如く完美ならず一級より次級に至る間隔は五百弗若くは千弗にして甚た不公平なるものなれば此際改正するを至當と認めたる所以なり
 西本茂吉君 本員等の信頼せる行政委員の提案なれば敢て異議なし
 小貫議長 他に御質問なきと認め是れより第二讀會を開きます
 西本茂吉君 異議なきは是も又營業課金審査委員に附託願ひたし(賛成)
 小貫議長 異議なきや(異議なし)
 小貫議長 然らば異議なきと認め所得課金條例中改正案は日程第五議案と同一の審査委員に附託すべし
 ●日程第七、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案
 ●日程第八、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正追加案
 小貫議長 是れより日程第七及日程第八の兩案を一括して第一讀會を開きます
 鈴木委員 現行天津尋常高等小學校職員旅費規則第八條は教員が赴任の際配偶者を携帶するものに限り其配偶者にも旅費を支給すありて呼び寄せたる場合は支給せざるとなり居れり他の旅費規則並に租界局吏員の旅費規則を見るに携帶若くは呼寄せ又は同伴する場合にも支給することに定めあるを以て之れが權衡を保たんと爲め又旅費規則の改正追加は現行規定にては内國旅費規定より低率なるを以て之れと一致せしめん爲め改正を要したる次第なり
 富成一二君 原案賛成尙ほ現在の學校職員にして此規則に適合するものありと聞く
 果して事實なりとせば速かに適用せられんことを望む
 鈴木委員 現に鈴木校長に田川教師は之れに適合せるものなれば新行政委員に於て取計はれんことを望む(賛成)
 小貫議長 他に意見なきや(異議なし)
 小貫議長 本案は只今鈴木委員より説明せられたる如く頗る簡單明瞭なるものなれば亦他に意見なきと思ふ仍て讀會を省略して可決確定して如何(賛成異議なし)
 小貫議長 然らば日程第七、第八の兩案は讀會を省略して可決確定と致します
 原田俊三郎君 審査委員に附託すべき議案は例年に比し多數なるを以て民會は明日一日休會して明後日開會せられんことを望む
 中戸川忠三君 本員は前に財源調査委員に擧げられたる際人力車登記料の徵收に關し提議したる事ありたるも採用せられざりき熟々顧みれば該車の登記に就ては頗る有利なるものと思ふ則ち一は租界の財源を増し一は之れが取締上必要なるものと認むるを以て是非其行を委員に於て大に研究せられんことを望む
 長峯委員 人力車登記に附ては年々中戸川君より提言あり民團に於ても必要と認め種々調査をせし處御承知の通り電車公司との契約を破壊せざらんかを懸念ある次第にして殊に人力車登記を勵行しある租界は何れも電車公司と何等關係なきを以て

(31)

致せしめん爲め改正を要したる次第なり
 富成一二君 原案賛成尙ほ現在の學校職員にして此規則に適合するものありと聞く
 果して事實なりとせば速かに適用せられんことを望む
 鈴木委員 現に鈴木校長に田川教師は之れに適合せるものなれば新行政委員に於て取計はれんことを望む(賛成)
 小貫議長 他に意見なきや(異議なし)
 小貫議長 本案は只今鈴木委員より説明せられたる如く頗る簡單明瞭なるものなれば亦他に意見なきと思ふ仍て讀會を省略して可決確定して如何(賛成異議なし)
 小貫議長 然らば日程第七、第八の兩案は讀會を省略して可決確定と致します
 原田俊三郎君 審査委員に附託すべき議案は例年に比し多數なるを以て民會は明日一日休會して明後日開會せられんことを望む
 中戸川忠三君 本員は前に財源調査委員に擧げられたる際人力車登記料の徵收に關し提議したる事ありたるも採用せられざりき熟々顧みれば該車の登記に就ては頗る有利なるものと思ふ則ち一は租界の財源を増し一は之れが取締上必要なるものと認むるを以て是非其行を委員に於て大に研究せられんことを望む
 長峯委員 人力車登記に附ては年々中戸川君より提言あり民團に於ても必要と認め種々調査をせし處御承知の通り電車公司との契約を破壊せざらんかを懸念ある次第にして殊に人力車登記を勵行しある租界は何れも電車公司と何等關係なきを以て

是れは大に熟考を要する次第なり
小貫議長 今晚は豫定の議案を議せしを以て是れにて散會致しす尙ほ審査委員會は明十九日午後一時より租界局に於て開會すべし民會は明十九日休會し來る二十日午後七時より開會致しす(拍手)
時に午後十一時五十分

第三回

三月二十日 會場 日本俱樂部

- 議事日程
- 第一、天津日本人商業會議所補助繼續の件
 - 第二、大正二年度民團歳入出總豫算案(第二讀會續)
 - 第三、大正二年度臨時土木費歳入出豫算案(第二讀會續)
 - 第四、民間事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案(第二讀會續)
 - 第五、民間事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歳入出豫算案(第二讀會續)
 - 第六、營業課金條例中改正案(第二讀會續)
 - 第七、取得課金條例中改正案(第二讀會續)
 - 第八、行政委員并に豫備行政委員選舉

(34)

第九、民間出納検査委員選舉
第十、前民會議議長鈴木敬君に對する謝意表彰建議案(西村博君提出)

●日程第一、天津日本人商業會議所補助繼續の件

午後九時十分開、會議員の出席若くは代表せらるる者六十一名
小貫議長 議員の出席定數に達せるを以て之より開會致しす前回委員附托となりし大正二年度民團歳入出總豫算案及大正二年度臨時土木費歳入出豫算案に對する特別審査委員の審査の結果を御報告する前に日程を變更して天津日本人商業會議所補助繼續の件を討議せんと欲す異議なきや(異議なし)
小貫議長 滿場異議なきを以て日程を變更し商業會議所補助繼續の件を討議致しす
長峯委員 本案に關しては説明書を諸君の許に届けられれば夫れにて大要御承知の事と思ふ、即ち本年二月商業會議所より行政委員會に於て本年度より向ふ三ヶ年間從來の通り補助繼續方願せるを以て行政委員會に於ては審議の結果之を必要と認め大正二年度總豫算案歳出臨時部に項目を設け計上したるに昨日審査委員會席上に於て質疑起り年限等明瞭を缺きたる点もあり且つ一應議案として提出する方穩當なるを認め特に繼續年限等詳記して茲に提出したる次第なれば全會一致を以て御賛同あらんことを請ふ
原田俊三郎君 只今長峯委員より説明ありし商業會議所補助繼續は大に必要を認む

(35)

即ち我日本租界の繁榮は常に商人の盛衰に據る所多大にして商人の盛衰は租界の發展と相伴ふと云ふも不可なく之等商人の機關たる商業會議所をして活動せしむるは最も緊要の事に屬す殊に商業會議所に與ふる補助は極めて僅少にして民團の財政に大なる影響あるを認めず從來與へ來りたる補助金を本年度より止めんか俗に謂ふ佛造つて魂を入れるに均しく今迄與へたる補助は無意味に終る事となるなし租界の繁榮を助長する上に於て商業會議所は尠なからぬ効果あるを認むる故に本員は議會を省察して全會一致を以て可決せん事を希望す(拍手)

小貫議長 原田君の説に異議なきや(異議なし)

小貫議長 滿場異議なきを以て原田君の説を容れ議會を省察して直に可否を決せん本案に對して異議なきや(贊成異議なし)

小貫議長 異議なきを以て本案は可決確定と致しす(拍手)

小貫議長 日程第二、大正二年度民團歳入出總豫算案第二讀會即ち一昨日審査員に附托したる議案に付き審査委員より審査したる結果を報告すべし
原田俊三郎君 前會議に於て我々審査委員に附托されし議案中大正二年度民團歳入出總豫算案及大正二年度臨時土木費歳入出豫算案の審査の結果を便宜上合せて報告すべし審査委員會は兩案に對し逐條に亘り嚴密なる審議調査を遂げたり而して一昨晩可決されし雜種課金條例中改正案、碼頭條例中改正案、人力車及運搬車雜料規則中改正案及行政商人雜料條例等の新設及改正に連れ歳入出豫算の上に當然數字を

(36)

變更するの必要を生したる位に止まり大したる變化なく幾分の相違を來たせるに過ぎず則ち歳入經常部第二款雜種課金中藝妓の課金は從來非常に高率となり居るを以て今少しく低減するの至當なるを認めたるが彼等も亦到底負担に堪へざる旨を屢々民間當局者に申告し減税を請願したる由なるが歳入の缺款等に依り其都度却下し居たる由なるも大正二年度の豫算に於ては多少色を付け得べき餘地あるを以て藝妓課金豫算案を審査の結果原案より三百六十六弗を削減せり此削減は即ち豫算を削減せるものにて實收の上は如何に變するや今茲に於ては斷し難し尙條例改正に伴ひ自然の必要として第二款の末項に飲食店、湯屋、理髮業、遊藝業及按摩の項目を増設せり次は歳出の部に於て經常部第一款事務所費中理事の俸給を月額百四十拾弗の割合にて計上しありし事實は現に缺員となり一方民間の事業は歳に月に繁忙を加ふるのみならず殊に大正二年度に於ては民間事務所及公會堂其他の建設、水道の敷設或は道路の改修等未曾有の事業を起すあり旁以て從來の如く缺員の儘にて通すは如何、或は月百四十弗の俸給を與へて任用せる理事を充分運用し得るや否や頗る疑問たるを以て審査委員會に於ては相當の人物を任用するの必要上少なくとも月額二百弗を計上し度き希望なりしも折角編成されたる豫算を除く動かし難きを欲せざるは行政委員側の説として年内は現豫算の範圍内に適當に運用し得る事の事なるを以て原案の儘に據へ置き而して其任用上に於ける活用は行政委員に一任する事とせり尙は歳出第七款警備費中の俸給は前年の豫算に比し本年は二千三百三十弗三十三仙を増さる

(37)

を得ず其理由は先刻説明せる通り租界内の居住者前年よりも増加を来たせる為め自然巡捕の増員を必要とするに至れり然るに審査委員中に反對説を稱ふる者あり即ち在來の巡捕を観るに割合に成績宜しからず此上警備費を増すも何等の効果なかるべしと然らば之を現在の儘にて放任する能はざる勿論にして之か改良の方法を講せざるべからず折角民團に於て歳出總額の約七分一に該當する多額の警備費を支出しつゝある以上は之を生かして使用するの要あり審査委員に於ても多くの意見ありたり然れ共是は多く已往に屬する事項にして現在監督官に於ても充分の成算あるを認め今後出來得る限り改良の實を擧ぐべしとの申出あり改良方法の内容を認められたる書類も昨日拜見せり故に審査委員中に在りては監督官憲の聲言に信頼し我居留地の益々安泰なるべきを豫期し原案の通り二千三百三十餘弗の増加を喜んで認めたり次は大正二年度臨時土木費歳入出豫算案にして之は諸君の御手許に配付せる報告書に依りて御承知の事ならんが旭街入道の改築は當然の必要と認め別に修正を施さず原案を採用せり水道の布設は一方に偏するよりも今少し必要を認むる部分に敷設するを可とする委員の提説あり委員會にて審査の結果居留地の最も必要なる部分に活用的を主眼として敷設するに査定し即ち必要の部分に不必要の部分を通ず事とし其適用を行政委員に一任する事として豫算は別に變更せずして承諾せり以上は二問題に就き豫算委員と會同して審査したる顛末にして歳入出豫算の数字其他詳細は豫算原案にある通りにて数字は別に動かせる所なし其他疑問の箇所は御遠慮なく御質

(38)

問を請ふ(拍手)
小貫議長 原田君の審査報告に意見若しくは質問なきや
今井嘉幸君 少し問題外に亘るやも計られされど一寸本員は聞き度事あり夫れは支那人より耳にしたる事柄にて此一ヶ月程以前に天仙茶園に於て法政學堂の學生と座元と喧嘩して金銭を失へる事あり當時巡捕の態度が頗る怪しかりしと日本租界内なるを以て追究するを得ず其後警察署に事情を述べしも既に其以前に巡捕の行動怪しく皮肉に云へば巡捕と座元と醜關係を有するもの如く是れは即ち其一例に過ぎず他に尙ほ此種の風聞は屢々耳にする所なり我々支那人へ來て居るものも最も遺憾に感ずるは巡捕なり斯かる無能の巡捕は寧ろ居なくとも可なりと思ふ支那人は日本人の如く理想的には行かざるも監督の宜しきを得ば滿更ら役に立たざるに非ず外國租界の中にて佛英の如きは規律の整然たるを見受く日本租界にては如何なる方法を以て改良するや單に在來の方法なるか又他に異りたる方法を講ずるにや伺ひたし
原田審査委員長 昨日警察署に赴き當局より聞き及び所に依れば當該官憲の規則改正を見る迄は從來の方法も左したる變化なけれ共今何時に講ずる刷新の方法とも見るべきは警察署内に巡捕の教育所を設け充分警察事務に通曉せしむると一面には租界を數區に分ち巡捕の受持區域を定めて力を注かしむると今一つは日本巡査か表裏より之を監督して出來得る限り刷新を計る決心なりと又任用に就ては今迄の方針を改め人格健康學問の程度等にも幾分の注意を拂ひ任用するとの事なるを以て之

(39)

に信頼して豫算案を審査議定せり
沖田介次郎君 歳入第二款雜種課金中藝妓の税金三百六十六弗の削減は一等を二等に變するやば知らされ共金高も僅か三百餘弗に過ぎず今日の現狀を見るに昔日と大に異なるやば昨夜も曙街の委員より訴へ出でたるを開けるか昔は三四十名の藝妓に過ぎざりしに今日にては百名にも達せんとする多大の數に上れり藝妓營業が不引合不繁昌ならは其數が斯く増加する理由なし即ち收入の多きを証明せるものなり一方に於ては取得課金及營業課金の税率を増し且公會堂其地の爲め團債を募らんとする時に際し一方藝妓の削減を計る如きは大に矛盾せりと云ふべし假令金高は僅少なり共藝妓の削減に對しては本員は不賛成なり
西本審査委員 審査委員の一人として答辨せん先きに沖田君に對し反對の意見を述べん沖田君は削減せらるるは前年の豫算額は九千五百八十二弗にして本年の豫算額は夫れより増加せるなり是は藝妓の數が多くなりたる爲め三百六十六弗を増せるものにて要するに前年の豫算通りになしたるに過ぎず沖田君は餘り彼の方面に散歩せられざるに依り判明せざるならん本條は委員を信頼して御賛成ありたし
沖田介次郎君 昨年度より増すものを減するは削減に非ずや御最良なる爲め別に値引する譯には非ざるか
鈴木委員 西本君より逐條審議に入りてはどの意見出でたるも本員は豫算案査定に就ては信頼する人々を審査委員に選び其委員諸君が熱心に且つ周到なる御注意を以

(40)

て審査されたるものなれば只修正案を見て沖田君の如く修正の部分のみの議論を徹し其他は充分豫算案を信用して可成議事の進行を圖り豫算に對する敬意を拂はれん事を希ふ(賛成)
小貫議長 只今鈴木君の述べられたる意見に賛成あれば矢張り一括して採決する事にせん尙他に御質問あれば陳へられたし
鈴木委員 一款毎に尋ねては如何
沖田介次郎君 只今鈴木君より御意見ありし通り元より本員は信頼せる審査委員諸君が行政委員と共に充分審査されたるものなれば決して間違ひありとは思はず本員は至當なる審査と信するにより一括して之を御採決あらん事を希望す
小貫議長 沖田君の意見に異議なきや(異議なし)
小貫議長 異議なきを以て大正二年度居留民團歳入出總豫算即ち審査委員の修正したる歳入經常部に亘り異議なきや(異議なし)
小貫議長 意見なきを以て歳入の方は二讀會通過と認め歳出經常部全体に移りませす
小貫議長 歳入の部に付て意見なきや(異議なし)
小貫議長 異議なきを以て之にて大正二年度居留民團歳入出總豫算案の全部は二讀會通過したるものと認めます
鈴木委員 二讀會は結了せるが議事規則に依ると第三讀會は翌日若くは其後に於て講すべきものと規定しあれども然し明日は休暇なれば前例に倣ひ今夜は時間過るゝ

(42)

ば如何んこの点に就き行政委員会も研究する所ありたり御承知の通り本員の店の前は既に改修案の通りありて下水道を掘返へすに就てセメント板を研究せるに掘返へす爲め多少の経費は要すれ共工事の實驗上大したる費用を要せざるを確めたり中戸川忠三君 旭街の人道改修はセメント瓦のみを使用するや入口の所丈け石を敷き荷物の出入に便せんと欲するか石を敷く部分の費用は全部各自に於て負担すべきや又は民間に於て幾分負担すべきや

長峯委員 人道改修と全時に夫等の事項を含める取締規則を發表する筈にて中戸川君の質問は恰度山玉號の前の如くせんと欲するものならんが本豫算は全店の如く荷物を出入すべき部分は石を敷くとして豫算を立てたるものにて特に石を敷くならば其部分丈けに對する差額を民間に支拂ふ事に決せり

小貫議長 他に意見なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきを以て本案は原案の通り可決確定と致します(拍手)

●日程第四、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案

小貫議長 大正二年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案は前回特別審査委員會に附託せしを以て只今より二讀會の續きを開きます

西本審査委員 一昨日此民會議場に於て審査方を附託されたる民團事務所及公會堂

(41)

ども此際直ちに第三讀會を開かれし(賛成)

小貫議長 鈴木君の意見の如く引續き第三讀會に異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきを以て直ちに第三讀會を開きます

小貫議長 本案に就て異議なきや(異議なし)

小貫議長 満場異議なきを以て大正二年度居留民團歳入出總豫算案は可決確定と致します

●日程第三、大正二年度臨時土木費歳入出豫算案

小貫議長 次は大正二年度臨時土木費歳入出豫算案の第二讀會の續きに移ります

小貫議長 本案に就て異議なきや(異議なし)

小貫議長 別に異議なきを以て第二讀會通過と認む

小貫議長 本案に就ても鈴木君の説の如く直に第三讀會を開かんと欲す異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきを以て第三讀會に移ります

日高松四郎君 是は未定の問題なるか島渡氣付きしに依り一言せん旭街の人道をセメント板に改造せる後に於て下水道を敷設する事に決定せば折角改造せる道路を再び掘返へすに困難なる如き事なきや一方は茲に決議するも一方は未定の問題なれば若し斯かる結果とならば都合悪しからずや

鈴木委員 日高君の質問に答へん人道改修後下水道を敷設する如き事若しありとせば如何んこの点に就き行政委員会も研究する所ありたり御承知の通り本員の店の前は既に改修案の通りありて下水道を掘返へすに就てセメント板を研究せるに掘返へす爲め多少の経費は要すれ共工事の實驗上大したる費用を要せざるを確めたり中戸川忠三君 旭街の人道改修はセメント瓦のみを使用するや入口の所丈け石を敷き荷物の出入に便せんと欲するか石を敷く部分の費用は全部各自に於て負担すべきや又は民間に於て幾分負担すべきや

(44)

可決すると同時に行政委員会に關りたるに行政委員会も満場の賛成を得たれば諸君に於ても本修正案に御賛同あらん事を希望す夫より今一つ御報告すべきは只今御報告せる民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案は其體なるも其説明書を少し訂正せり即ち第一項中の「吏員並に教員宿舍及「合併」とあるを除き但し書の次に「吏員並に教員宿舍は行政委員会に於て適當の地所を選定建築すること」の一項を加へ頭書の番號を順次繰下ぐる事とせり同時に收支概算にも異動を生じ利子も亦増加せり尙重ねて御報告するは此事たる民團としては重大なる案件に係り行政委員会のみにては不十分なる感あり夫は工事等にも比較的通曉せる者を要する等の事あり爲めに特別委員を選出するの必要起り行政委員会執行章程第二章第六條及第七條の規定に據り行政委員の外に特別委員五名を選び總べての建設を監視し工事終ると共に任期満了とし適切に五名の委員を選定するの發議を爲し行政委員会も之に賛同し全會一致を以て此提案を可決したれば諸君に於ても何卒御賛成ありたし若し御異議あらば此席を下りて説明せん(拍手)

小貫議長 本案は極めて簡單なれば各條に亘るの煩を避け全体に就き御質問あらば述べられたし(異議なし)

小貫議長 本案に就き他に異議なきや(異議なし)

小貫議長 別段異議なきを以て第二讀會通過と認め引續き第三讀會を開くに異議なきや(異議なし)

(43)

圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案に就き特別審査委員會を開き委員全部十名出席し議決する所ありたるを以て茲に其結果を報告すべし抑も民團事務所及公會堂圖書館等の建築は租界開闢以來未曾有の大建築物なるを以て慎重に審議を重ねたる結果配付せる畧書の通り特別會計條例案は原案の通り可決し民團事務所、公會堂及圖書館は大和公園内に建つる事に決定せるも吏員及教員宿舍は公園の風致を害する懼あるを以て多數の意見を容れ之は公園外の地に建築する事に議せり隨つて事務所、公會堂及圖書館は其敷地を無償にて借入るゝ事を得れ共吏員宿舍及教員宿舍は適當の地を選ぶに依り多少の代價或は埋立費を要するは勿論なるを以て原案の豫算高にては不足の懼あり尙又民團事務所、公會堂及圖書館其他附屬家屋等も現在にては七万弗の費用を投じて建築せる者にて足ららんも將來即ち十年後に於て秋陰を感ずるに至るやに計るべからざるの考へあり原案に加ふるに少し餘裕を以てし可成の宏壯なるものを建築する事とせり隨つて原案の七萬弗にては不足を告ぐるに依り取敢へす三萬弗を増し十萬弗の圓債を募る事とし後の三萬弗は豫備費とし土地の買入等に使用するの外公會堂等の建築も多少立派にする必要に應じて使用する事とせり此三萬弗増加するに就ては無論審査委員が詳細に亘り調査したる結果にして事實上止むを得ざる事に屬し尙一面より云はゞ十年前迄は一貫の書生なりし者が當今に及びては家庭を建築するに云ふ時代なるに未だ民團の住宅なくては民團として恥ずる所にして何所迄も他に恥じざる設備を施すの要あり審査委員會にて豫算額増加を

(45)

小貫議長 異議なきに依り第三讀會に移ります本案に就て異議なきや(異議なし)
 小貫議長 然らば本案は満場一致を以て可決確定と致します
 ●日程第五、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歳入出豫算案
 小貫議長 前案に關聯したる大正二年度民團事務所及公會堂圖書館附屬家屋建設工費特別會計歳入出豫算案の修正案を議すべし(異議なし)
 小貫議長 本案に就ては別に異議なきを以て直に第三讀會を開かんと欲す異議なきや(異議なし)
 小貫議長 異議なきを以て之より第三讀會に入る本案に異議なきや(異議なし賛成)
 小貫議長 然らば本案は可決確定と致します
 ●日程第六、營業課金條例中改正案
 ●日程第七、取得課金條例中改正案
 小貫議長 次で營業課金條例中改正案及取得課金條例中改正案の二案の二讀會は別々に議する筈なれども特別審査員も同一なれば二案を合して議せんと欲す異議なきや(報告のみは、緒にして決議は別にされたし)
 小貫議長 報告のみは一緒に決議は別にすべしとの説あるを以て同説に據り議せん尙審査員より審査の結果を報告すべし
 原田審査委員長 前回御委任になりし營業課金條例中改正案並に取得課金條例中改正案に就き行政委員と會同して充分なる審議を遂げたる結果原案の誠に至れり盡せりにて一点の修正を加ふるの餘地なきを以て原案を其儘是認したれば諸君も何卒満場一致を以て御賛同ありたし尙之に關聯したる事項を御報告せん課金徴收法に伴ふ事柄にて即ち課金の徴收は従來四季に之を行ひ來りたるに課金の金額に據りては四にて割れざるあり或は端數を生ずるものあり是等は日本現在の會計法規に準じ四拾五入の法を採り又端數は錢位に止むる事とし別段徴收方法に變更を加へず當局者の事務を執行する上に於て便利なる方法を採用せり
 小貫議長 營業課金條例中改正案に就き御質問なきや
 西本審査委員 本員も審査委員の一人として尙且本員の提言したる事項あり以て一言すべし所謂四分一説を出せるものなるが審査委員會に於て行政委員と協議せるに營業課金は四分一説を採り居れ共取得課金は千分一制を採れるに依り自然端數を生ず兩者共同しければ可なり營業課金のみに四分一制を採る理由なし殊に五十仙迄は小銀貨にて徴収するが如きは極めて煩雜なりと思ふ一弗五十仙ならば二弗にて過剩錢を出すことせざれば散へて面倒なく事務も亦流滞する事無し獨り取得課金に限り直し様なければ前説を取消し尙前回に於て申述べたる如く營業課金最低額の五弗は餘しとて按摩の例を引き話せしが之も五弗にて適當と認むるに依り茲に前説を採消す即ち取得課金中五百弗以上千分の一と云ふ率より割出せば取得課金の最低も五弗にて均衡を保つ必要上と云ふ數字より繰上ぐる事とせりとの原案が最もこの事にて

(46)

營業課金最低五元を諒とし敢て御遠慮する譯には非ざれど原案を最も良き方法と認め満場一致を以て賛成したれば諸君も何卒御賛同あらん事を希望す(賛成)
 小貫議長 本案に就て意見なきや(異議なし)
 小貫議長 議事の進行を圖る爲め本案は議會を省略して直に採決せんと欲す異議なきや(異議なし賛成)
 小貫議長 本案は満場一致を以て原案通り可決確定と致します
 小貫議長 取得課金條例中改正案に就き御質問なきや(異議なし賛成)
 小貫議長 本案も別に異議なきを以て議會を省略して直に確定せんとす異議なきや(異議なし)
 小貫議長 異議なきを以て原案通り可決確定と致します(拍手)
 ●日程第八、行政委員並に豫備行政委員選舉
 小貫議長 之より行政委員十名及豫備行政委員五名の選舉を行ふべし投票の法式は今井嘉幸君 行政委員の選舉に就て一言述べたし
 今井嘉幸君 行政委員の選舉方法に就て本員の一言陳べ度きは民會議長も行政委員に關聯せる問題にして今日迄も此民會議長が行政委員になれる例あれ共是れは聊か矛盾せるの嫌なき能はずん自治機關には執行者と之を監督するものとの別あり民團は監督すべきものにして行政委員は監督せらるるものなり而して民會議長は民團の長たれば監督すべき資格を有する然るに監督すべき民會議長が監督せらるべき行政委員を兼ねるは不法の行爲なりと信ず現に他租界の例を見るに民會議長は領事が其任に當り常に行政委員を監督せり現在の民團規則には之等の事項に關し記載なきも是は當然の事と認めて書かざる者と解釋して可なり願くは現在の民會議長たる小貫君より行政委員に就任せざる事に慣例を造られん事を希望すると同時に他の諸君も民會議長は行政委員に選舉せざる事に願ひたし租界には尙他に相當の人無きに非ず小貫君は御迷惑か知らされど矛盾せる点あるを以て茲に一言提したる次第なり
 西村委員 只今今井君より法律を解釋しての御説ありしが法理上の研究は我々も傾聴せざるに非ざれ共從來民會議長が行政委員を兼ねる形式にて今日迄經過せる實例あり若し小貫君を信用して行政委員に選舉するを得るや否やは小貫君の舉止のみに關はらず民團議員の信頼にも關はるべし本件に就て監督官廳は如何なる意見を有せらるゝや一應小貫君の御意見を聞き之に依りて方針を定むるを至當と認む
 西本茂吉君 本員も西村君の説に賛成すべし今井君の説の如く法律上之を解釋せば或は然らん然れ共一面書價にも據らざるべからず本民團は通か三日乃至四日間の開會期にして其は偶々四五五年間に一回位臨時民團ある位に止まれば殆んど監督若くは被監督の要なかるべし而ば現に内地にありては理事の任に當る町長が必ず議長を勤め居り立法機關たる町村會の議長は町長が其任に當れり現に我々も其例に當りたる者にして民會議長が行政委員を兼ねるも差支へなし法理は免も角も

(47)

の長たれば監督すべき資格を有する然るに監督すべき民會議長が監督せらるべき行政委員を兼ねるは不法の行爲なりと信ず現に他租界の例を見るに民會議長は領事が其任に當り常に行政委員を監督せり現在の民團規則には之等の事項に關し記載なきも是は當然の事と認めて書かざる者と解釋して可なり願くは現在の民會議長たる小貫君より行政委員に就任せざる事に慣例を造られん事を希望すると同時に他の諸君も民會議長は行政委員に選舉せざる事に願ひたし租界には尙他に相當の人無きに非ず小貫君は御迷惑か知らされど矛盾せる点あるを以て茲に一言提したる次第なり
 西村委員 只今今井君より法律を解釋しての御説ありしが法理上の研究は我々も傾聴せざるに非ざれ共從來民會議長が行政委員を兼ねる形式にて今日迄經過せる實例あり若し小貫君を信用して行政委員に選舉するを得るや否やは小貫君の舉止のみに關はらず民團議員の信頼にも關はるべし本件に就て監督官廳は如何なる意見を有せらるゝや一應小貫君の御意見を聞き之に依りて方針を定むるを至當と認む
 西本茂吉君 本員も西村君の説に賛成すべし今井君の説の如く法律上之を解釋せば或は然らん然れ共一面書價にも據らざるべからず本民團は通か三日乃至四日間の開會期にして其は偶々四五五年間に一回位臨時民團ある位に止まれば殆んど監督若くは被監督の要なかるべし而ば現に内地にありては理事の任に當る町長が必ず議長を勤め居り立法機關たる町村會の議長は町長が其任に當れり現に我々も其例に當りたる者にして民會議長が行政委員を兼ねるも差支へなし法理は免も角も

(48)

の長たれば監督すべき資格を有する然るに監督すべき民會議長が監督せらるべき行政委員を兼ねるは不法の行爲なりと信ず現に他租界の例を見るに民會議長は領事が其任に當り常に行政委員を監督せり現在の民團規則には之等の事項に關し記載なきも是は當然の事と認めて書かざる者と解釋して可なり願くは現在の民會議長たる小貫君より行政委員に就任せざる事に慣例を造られん事を希望すると同時に他の諸君も民會議長は行政委員に選舉せざる事に願ひたし租界には尙他に相當の人無きに非ず小貫君は御迷惑か知らされど矛盾せる点あるを以て茲に一言提したる次第なり
 西村委員 只今今井君より法律を解釋しての御説ありしが法理上の研究は我々も傾聴せざるに非ざれ共從來民會議長が行政委員を兼ねる形式にて今日迄經過せる實例あり若し小貫君を信用して行政委員に選舉するを得るや否やは小貫君の舉止のみに關はらず民團議員の信頼にも關はるべし本件に就て監督官廳は如何なる意見を有せらるゝや一應小貫君の御意見を聞き之に依りて方針を定むるを至當と認む
 西本茂吉君 本員も西村君の説に賛成すべし今井君の説の如く法律上之を解釋せば或は然らん然れ共一面書價にも據らざるべからず本民團は通か三日乃至四日間の開會期にして其は偶々四五五年間に一回位臨時民團ある位に止まれば殆んど監督若くは被監督の要なかるべし而ば現に内地にありては理事の任に當る町長が必ず議長を勤め居り立法機關たる町村會の議長は町長が其任に當れり現に我々も其例に當りたる者にして民會議長が行政委員を兼ねるも差支へなし法理は免も角も

(50)

内地町村制又は當地の慣例に據れば敢へて差支へなしと信ず然し一應小幡總領事の御意見を聞き而して決定するを至當と認む

岡村繁蔵君 本員は西本君と同一意見なり尙民會議長の肩書にて行政委員にするに非ず議員の小貫君を行政委員に選舉するならば差支へなし

豊岡秀員 民會議長と行政委員兼任問題は本員は以前より考へ居たる者にて一緒にすべきものに非らざるべしと信じ前年の民會にて之れが希望を述べたる事ありしが大勢は差支へ無からんと云ふ事にて卑見は消滅せり畢竟法規に拘泥せず両方兼ぬる意見の方多くして其儘となりたりしが數年を経たる今日學識并に新道に經驗ある今井君より此明説出で本員は數年前自巳の吐きし意見を偶然想到するに至れり其後數年來民會議長と行政委員と別になりしは僅かの間に於て別に執行規則の制定もなかりし仍て西村君の意見の如く監督官の意見を聞き熟れ可なるかを定むるの要あり而して監督官の意見民團の意志として議長が行政委員を兼ねるも差支へなしと云ふ意見蓋し多いかも知れず斯る意味にて我々が最も小貫議長を信用せば可ならん之を今井君の説の如く兼ねる能はざるものとせば小貫君を行政委員に選舉しては不可なれ共法理は法理として監督官の意見を聞き返りに兼任が絶体に不可なれば小貫君だけ前例に據る事とせば差支なからん而して今後は監督官の諸君の意見を聞き民會議長の権限を定むる事にしては如何兎に角今井君の説は愉快に感ずる所なり

今井嘉幸君 租界の小貫君に對する人望の多いに驚くばかりなるが本案は未だ民團法施行規則にもなしとせば今後又全一の問題起る時あるべし本員は執念く述ぶる如くなれど行政委員と民會議長を兼ねるは監督に被監督を兼ねるに均しきを以て行政委員選舉に先んじ豫め定め置くの要ありと信じ一言陳べたる次第なり

小貫議長 諸君の意見並に今井君の説あり豊岡君も前半に於ては今井君の説に賛成し後半に於ては又反對(笑聲起る)されたる如く此問題は充分研究するの要あり然れ共此場合一場の議論を戦はす時は議事の進行に妨げあれば本員が誤つて行政委員に選舉さるゝ如き事あらば本員より辭任すべし前に述べし如く本員は全く繁忙の職務を有し居れば到底民團の爲に充分盡す能はず故に本員は選舉せられざらん事を衷心希望せるものなり兎に角此場合は本員の要求を容れられたく又今後再び選舉さるゝ如き場合もあらば力めて其任に當るべし(ノーク)

沖田介次郎君 今井君の御説も最もなれど同君は法律一方より打算せる不潔感なる議論にして豊岡君は甚だ横着なり(笑聲起る、拍手、ノーク)此監督と被監督の間柄に就ては餘り深く究むるの要なし民會議長は民團長と趣を異にすればなり政友會や國民黨の黨争の如く四角張つて許り居すとも舊來民會議長が行政委員を兼ねたる實例もあれば在來の習慣に依りて可なり(討論終了と呼ぶ者あり)

小幡總領事 解釋の決議は外務省に在りて第一は領事第二は公使終局に外務大臣が監督権を作用するなり今井君の述べられたるは法理論として日本の役人が施行しつゝある所にして矛盾せる所なきにしも非ず又學説としては今井君の説は至極尤もな

(49)

る所あり天津の居留民團は開設以來之を確實に運用する事六ヶ數回へは第一二三年の間は適任者乏しく爲めに行政委員の中に議長又は副議長を兼ねるの止むを得ざる場合ありて一回か兼ねたる事あるやに覺ゆ、之れとても法理上又は面識上よりも賛成はせざりしも運用の付かぬ爲め黙認して只一時建議に上せる事あり爾來行政委員にて民會議長を兼ねたるも四年は兼ねたる事なし而して最後の問題として民會議長が行政委員になる事は法令の解釋上大したる差支へなしと思ふ餘り窮屈なる解釋は運用にも差支へを生ずる場合なしとせず又自治の精神より云ふも民會議長が行政委員を兼ねるに差支へなしと思ふ併し今井君の説の如く今後慣習を造る事に諸君も御賛成ならば今井君の説の如くしても可なり

西本茂吉君 總領事の御意見は民會議長は行政委員を兼ねても差支へなし又兼ねざる事に決めれば兼ねる事は出来ずと云ふにあり故に我が民會にては差支へなしと云ふも不可なし行政委員は議決権にも加はるに非ずや總べて法理は兎も角も慣例上差支へなしと云ふ事にしては如何

鈴木委員 今井君より述べられし説は緊急動議に非ずして單に學理上の解釋たるに過ぎざれば議論は之れにて止め議事を進行しては如何(賛成)

小貫議長 議事の進行に賛成者大多數なるを以て之れより日程第八に移り行政委員及豫備行政委員の選舉を行ふべし

小貫議長 館合第八條により總領事に選舉立會人二名の指名を請ふ

(52)

小幡總領事 行政委員選舉立會人を指名すべし

清水章三郎君 日高松四郎君

(清水章三郎君、日高松四郎君立會)

小貫議長 選舉は例年の通り無記名投票に據り行政委員十名豫備行政委員五名都合十五名選はれたし

投票

小貫議長 投票終了れば之れより開函すべし

開票

小貫議長 名刺と投票數合致するを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の両書記之れを點計す)

小貫議長 開票の結果を報告すべし

(投票總數六十一票内棄權四票無効一票有効票五十六票)

内

四十八票	長 峰 與 一 君	四十二票	森 弁 治 郎 君
四十二票	福 山 義 春 君	四十票	西 村 博 君
三十九票	小 貫 慶 治 君	三十五票	西 本 茂 吉 君
三十五票	藤 田 語 郎 君	三十三票	吉 田 房 次 郎 君
三十一票	鈴 木 敬 親 君	三十票	富 成 一 二 君

(51)

の所あり天津の居留民團は開設以來之を確實に運用する事六ヶ數回へは第一二三年の間は適任者乏しく爲めに行政委員の中に議長又は副議長を兼ねるの止むを得ざる場合ありて一回か兼ねたる事あるやに覺ゆ、之れとても法理上又は面識上よりも賛成はせざりしも運用の付かぬ爲め黙認して只一時建議に上せる事あり爾來行政委員にて民會議長を兼ねたるも四年は兼ねたる事なし而して最後の問題として民會議長が行政委員になる事は法令の解釋上大したる差支へなしと思ふ餘り窮屈なる解釋は運用にも差支へを生ずる場合なしとせず又自治の精神より云ふも民會議長が行政委員を兼ねるに差支へなしと思ふ併し今井君の説の如く今後慣習を造る事に諸君も御賛成ならば今井君の説の如くしても可なり

西本茂吉君 總領事の御意見は民會議長は行政委員を兼ねても差支へなし又兼ねざる事に決めれば兼ねる事は出来ずと云ふにあり故に我が民會にては差支へなしと云ふも不可なし行政委員は議決権にも加はるに非ずや總べて法理は兎も角も慣例上差支へなしと云ふ事にしては如何

鈴木委員 今井君より述べられし説は緊急動議に非ずして單に學理上の解釋たるに過ぎざれば議論は之れにて止め議事を進行しては如何(賛成)

小貫議長 議事の進行に賛成者大多數なるを以て之れより日程第八に移り行政委員及豫備行政委員の選舉を行ふべし

小貫議長 館合第八條により總領事に選舉立會人二名の指名を請ふ

以上十名行政委員に當選(拍手起る)

- 二十七票 沖田介次郎君
- 十九票 松岡保之助君
- 十四票 豊岡保平君
- 十一票 上野壽君
- 十票 岡村紫藏君

以上五名豫備行政委員に當選(拍手起る)

●日程第九、民團出納検査委員選舉

小貫議長 引續き民團出納検査委員の選舉を行ふべし尙慣例により無記名投票にて

三名を選舉する事にせん行政委員豫備行政委員には投票せざる様御注意を望む

小貫議長 前同様總領事に立會人の指名を請ふ

小貫總領事 出納検査委員選舉の立會人として清水章三郎、日高松四郎の兩君を指名す

(清水章三郎君、日高松四郎君立會)

小貫議長 投票終りたれば是より開函すべし

開 票

小貫議長 名刺と投票數合致するを以て是より開票すべし

(田中書記投票を讀上げ赤山、空閑の兩書記之れを點計す)

小貫議長 開票の結果を報告すべし

(54)

投票總數百十五票(全部有効)

内

- 四十六票 松本茂君
- 三十五票 清水章三郎君
- 三十四票 小島楠吉君

以上三名當選(拍手)

小貫議長 此際諸君に諮りたきは前年度行政委員及出納検査委員諸君が過去一ケ年

間民團の爲めに盡力せられたる功勞に對し當民會を代表し舊來の例に倣ひ本議長より

感謝の意を表せんとす異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきにより本議長は舊行政委員諸君及出納検査委員諸君に感謝の意

を表せん

第六次通常民會は前行政委員并に出納検査委員諸君が本民團の爲に盡されたる功勞

に對し深く感謝の意を表す(拍手)

日程第十、前民會議議長鈴木敬親君に對する謝意表彰建議案

西村委員 滿場の諸君、前民會議議長鈴木敬親君は累年民團の要職に在り殊に前年此

民會議場に大破亂を生せる時の如き誠心誠意此民團の爲に盡されたるは諸君の均し

く認むる所にして今回後任の定まると同時に前民會議議長鈴木敬親君の功勞に對し居

留民會より感謝の意を表せん事を諸君に計ります(贊成)

鈴木委員 實は在任中は不行届の点多く思はざる大波瀾を生じ大層心に倦入りたる

(55)

次第にして前年に懲り昨年よりは此職を免るゝ考にて日本に歸りしに圖らざる掠奪
暴動の騒あり爲に勿々歸津せるに重ねて此職に就任するの止むを得ざるに至りしも
のにて實は非常に行届勝て愧かしく感じ居れり元より此地を去る考は毛頭なげ
れば若し幾分なりとも御同情の心あらば棺を埋むる時に線香の一本なり花の一籠な
りとも手向けらるゝあらば是れり現在の功勞を表する等の事は本員自身より反對せ
ざるを得ず本員は現世を去る時に諸君が一邊の供養を賜はる方遙かに有難き次第な
り

小貫議長 只今の西村君の發議に對し諸君は異議なきや(異議なし)

小貫議長 西村君の動議に依る前鈴木議長に對する謝意表彰の件は滿場一致を以て

可決せり

鈴木委員 然らば有難く御受します

原田俊三郎君 今期の民會に於て新たに議長に就任されたる小貫君は數回御

辭退ありしにも拘はらず強て之を依頼し終に御多忙なる身を曲げて承諾を得且つ

特別委員會にも御出席あり満足なる成績を以て此民會を議すせば一に小貫君の議

長として御適任の致す所たるに外ならず殊に本年は古來未曾有の大豫算なりしにも

拘はらず殆んど何等の曲折も無く無事通過せしは全く議長の宜しきを得たる結果に

外ならず茲に議員一同に代り一言御挨拶を申述ぶ

小貫議長 只今原田君より御鄭重なる御挨拶を忝ふし實に慚愧に堪へず、斯くなり

(56)

しも元來輕耳に水の成ありて殆んど當惑せり加ふるに一の經驗を有せず技量を存せ

ざれば如何にして此重職を全ふせんかと憂慮せしに幸にして諸君の御同情且つ御指

導に據り大なる過ちもなく經過するを得たる次第にて諸君に對つて厚く感謝の意を

表せんと欲せしに却て諸君より如上の御挨拶に接し實に窮境に陥れり只此際諸君に

對つて厚き御同情と御指導に預りしを深く感謝するのみ(拍手)

小貫議長 是にて第六次通常民會議事日程は全部終了せるに依り之より其成績を報

告すべし(拍手)

(田中書記左の通り朗讀せり)

●大正二年第六次通常民會成績

三月十七日より同二十日迄會期四日間に於ける大正二年通常民會の成績左の如し

- 一、本會 一回
- 二、特別委員會 一回
- 三、選舉 一回

- 一、民會議長選舉
- 二、行政委員並に豫備行政委員選舉
- 三、民團出納検査委員選舉

- 三、決 議

- 一、下水道設置に關する建議案(行政委員一任) (承認)
- 二、明治四十四年度民團歲入出決算 (承認)
- 三、明治四十五年、大正元年民團特別基金決算 (承認)
- 四、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出決算 (承認)
- 五、明治四十五年、大正元年度民團歲入出追加豫算案 (原案可決)
- 六、雜種課金條例中改正案 (原案可決)
- 七、碼頭條例中改正案 (原案可決)
- 八、人力車及運搬車鐵札規則中改正案 (原案可決)
- 九、人力車及運搬車鐵札規則中改正追加案 (原案可決)
- 十、行商人鐵札條例案 (原案可決)
- 十一、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案 (原案可決)
- 十二、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正追加案 (原案可決)
- 十三、天津日本人商業會議所補助繼續の件 (原案可決)
- 十四、大正二年度民團歲入出總換算案 (修正可決)
- 十五、大正二年度臨時土木費歲入出豫算案 (原案可決)
- 十六、民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計條例案 (原案可決)
- 十七、大正二年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家

- 屋建設工費特別會計歲入出豫算案 (修正可決)
- 十八、營業課金條例中改正案 (原案可決)
- 十九、取得課金條例中改正案 (原案可決)
- 二十、謝意表彰に關する決議案 (可決)
- 二十一、前民會議長鈴木敬親君に對する謝意表彰建議案 (可決)

之れを計上するに
 會議 四回
 選舉 三回
 議案 二十一件
 民團提出 拾八件
 議員提出 三件
 承認 十三件
 修正可決 二件
 可決 二件

●小幡總領事登壇
 大分時間も遅れたるか前日來警備費中巡捕の事項に就て問題となりたるものあれば茲に閉會の辭を述べ前該問題に就て二三分間諸君の清聴を煩はしし警備費の國庫補助を仰ぐべく外務省に請願せんとするの案は前年當民會に於て決議せるを以て之

を外務省に上申したるが外務省の意見は漢口に對しては警備費を多少補助せる所あれ共漢口と天津とは民團財政の上に於て非ざる差違あり漢口は長江の大護岸工事を建設する爲め莫大の費用を要し其費用は十數年に亘り居留民の重き負擔たる状態にて漢口居留民團の財政は頗る困難の状態にして尙ほ其上に多額の警備費土木費等を負擔するは殆ど不可能の事なり國家が折角居留地を開設して國民の海外發展に資せんとしながら他方に於て居留民の負擔を過重ならしむるが如き事あらば到底居留地の繁榮を期するを得ざる次第なり之等の遺憾を除き發展を期せんとするの見地より當分の間漢口には前年より警備費補助の許可を與へたるなり然るに天津の民團財政は漢口に比し遙に豊富なるのみならず支那に於ける帝國の專管居留地即ち安東縣營口上海等の民團に比しても天津は財政豊富財源潤澤なるを以て寧ろ天津民團を補助するよりも餘裕あれば漢口の如き現に困難を告げつゝある方面へ差向くるの要ありと言ふか如き見地より當居留民團の建議案は採用されぬ事となり従つて本案に就ては前民會議長鈴木君が東上の際本省會計課長を親しく訪問して陳陳する所ありたる時警備費は事實承認を得ざる旨返答あり其次第は諸君も已に聞かれたる筈と信す鈴木君の話の通り天津民團も將來非常に財政の状態不良なる場合に遭遇せば或は政府より補助する事あるやも知れされ共先づ當分警備費の補助は不可能の事と御承知ありたし次に巡捕の取締上遺憾の点多かりしは今日に始りたるに非ず過去數年間度々耳にせる所にて又實際巡捕の取締は頗る困難の事にして從來の缺點は本官も不満足に感じ居る所なり獨り警備の任に疎かなるのみならず悉くすれば租界に惡漢を養ひ良民を苦しめ財物を奪ふ如き不都合なる任務に有間敷行爲を散へてする巡捕の有るは度々聞きたる所にして始終支那人より投書に接し或は投書に接せざる迄も支那人官憲及人民より直接訴出するありて巡捕の往々惡事を働くことは警察署に於ても充分認めたる處罰しつゝある次第なれども巡捕の取締は頗る困難にして之を改良せんとするは容易の業に非ず諸君も御承知の通り支那人は一家の内にサーイとして使ふにも困難の事多く現に一人二人若くは三人等召使支那人を有する者は絶へず其不都合を感じつゝある事と思ふ現して巡捕に至りては一言にして言へば全く地方よりナラズ者を狩り集め之に正服を着用せしめたる様の者なれば充分警務の任に當らす事は至つて困難と云ふべし警察署には貳拾名の本邦巡査ありて巡捕の監督に力め居れ共軒成績を擧げざるは深く遺憾に思ふ所なが英佛等の租界にても巡捕の取締りは甚だ苦心しつゝあるなり然れ共英佛等の租界に既に古き以前にありて居留民團の開設も亦古く租界の整理に永き經驗を有し居るを以て日本租界に比し勝れる点あるなり我警察署にても先日來刷新の方法を採り巡捕の改良を促しつゝあれ共未其時日淺ければ目の當りに其實果を認むる能はざれば其將來は必ず何等かの効果あるべきを認む現に去月來天津に於ける窃盜の増加は夥しき數に上り居る状態なれど近來に至り當租界に於ける窃盜は極めて少なく英佛等の租界にても日々五六名の窃盜を捕へ支那警察署へ引渡しつゝあるに拘はらず我租界は一日一二名に止まり或は届出の少

(61)

きにも因るならんが日本租界に限り殊に不行届とは一概に云ふを得ず原田君も支那警察署に奉職せられ能く内情を知らる、所ならんが昨年支那官憲に送る犯罪者の数は日本租界が最も少しとの事なり然れ共我警察署としては此上にも益々刷新を期して諸君に満足をお與へん事に力め居るなり尙巡捕の取締に關しては一應巡捕なる者の法令上の地位を考究せざるべからず現在の巡捕は公務員であるや否や又如何なる地位を有するものであるか思ふに巡捕は公務員にては非ざるべし英國に於ては國家の雇人として一の公務員と見做せり従つて其職務上に防害を加ふるもの例は職務執行中の巡捕を毆打する者があるが假定せば其が普通の人間を毆打せるものと同一に見做さず公務員を毆打したるものとして重く罰し隨つて巡捕は其職務上の地位を明かにするを得尙租界巡捕は從來の例規にては支那人に對してのみ警察官補助の職務を執行すを權能を與へありて其以外の日本人及外人には巡捕の職務を行ふ能はざる事となり居れり巡捕の取締を嚴にする必要上此點は將來何とか確定するの必要ありと信ず從來租界の人々中巡捕を民間の直接監督の下に置かんどの意見を有せらるる人もありたるが他租界の例を見れば英國は完全なる自治体を有けるを以て本國に於けると同様警察權は之を租界局の手に収め居れり佛、獨、伊、澳等は工部局即ち租界局に於て巡捕を指揮監督するか如くなれ共之等の租界にては行政委員會議長は領事が其任に當るを以て所謂租界の警察は満足なる運用を示しつゝあるなり翔つて日本警察制度を觀るに其根本の主義を云へば警察は國家の命令權に依り委任したる

(62)

官廳に其權限を與へ居る其外には此事なし自治機關たる府縣會に於ては警察費支弁の義務を負ふ迄にて警察權は與へ居らず府縣に止らず市町村も之と同様なり従つて此日本の警察權を自治機關に與へざる方針は海外にても全權にして本國と海外と何等方針に異りなし尙民團法施行規則に於ても何等警察權に關する規定なく民團に警察權能を與へ居らず且又巡捕にも何等の權能を與へずして之を運用する事は至難に屬す故に早晩何等規則を發し其地位を定むるを要す又其取締に付ても現に領事館警察署には二十名の巡查を以て巡捕を監督せしめ而して尙諸君の満足を得るに至らざるに似りに民團が巡捕監督の權能ありとするも果して良く巡捕を運用し得るや否や頗る疑問たるのみならず法律上に於ても事實上に於ても不可能と云ふべし外務省にても當方面の警備費として一萬數千圓乃至二萬圓近くを支出し之を監督しつゝあるなり巡捕を直接民團指揮の問題は殆ど法律論として事實問題として議論の余地なし以此機會に於て巡捕の地位を定むる事が必要にて或は勅令にて定むるか又は外務省令に據るか其等の點は一應の研究を要す先づ警察權問題よりも巡捕取締の刷新が急務たれば諸君も充分御研究の上或は取調の上質問又は御意見あらば警察署長なり又は本官に告げられたし充分なる注意を拂ひ以て之に答へ巡捕刷新の實行を計るべし

第六次通常民會は愈々本夕を以て無事閉會を告ぐるに至れり誠に結構なる次第と云ふべし殊に本年は未だ曾て見ざる各方面に亘る積極的法案あり連夜に亘り租界に忠

(63)

實なる御審議を盡されたるは監督官として諸君の勞を多とするものなり前任行政委員及出納検査委員諸君は過去一年に亘り綿密なる注意を以て其担当の任務を全ふせられ今日此満足なる結果を以て一ヶ年間の行政を終へ更に來年度に對し新たなる施設計畫を建てられたるは從來の行政以上に多大の成績を挙げたるものと認め監督官として充分其功勞を認むるものなり尙新行政委員諸君は益々勉勵以て自治行政の實を擧げられん事を望む次に鈴木敬親君は去る明治四十年より本年に至る間民會議長の要職にあり異常の手腕を以て議場の整理に力められ殊に過去兩年の議場は嘗て見ざる如き難局に際せるにも不拘能々之を整理されたるは深く全君の手腕に據るものなることを居留民各位と共に充分之を認むる所なり尙新任議長小貫君の最も熱心に議事を督せられ好成績を収め以て這次の民會を無事終了せしむるに至りし功勞も亦多大にして四方八方祝すべき事のみ此期に臨み深く御苦勞の事と認む本官に於ても満足に堪へざるなりこれを以て閉會の辞とす(拍手)

小貫議長 大年二年度通常居留民會は之にて閉會致し(拍手) 時に翌日午前一時

(64)

大正二年通常民會議事録終

大正二年通常民會議事錄附錄

決議事項

大正二年通常民會ニ於テ議決シタル諸規則及大正二年度ニ屬スル歳入出豫算等左ノ如シ

(一) 雜種課金條例中改正

一、第一條第三項料理店ノ次ニ左ノ六項ヲ追加シ同條第五項藝妓ノ下ニ「及附屬」ノ三字ヲ加フ

- 一、飲食店
 - 一、湯屋
 - 一、理髮業
 - 一、遊藝業
 - 一、遊藝師匠
 - 一、按摩
- 二、第二條營業者ノ等級及課金月額料理店ノ次ニ左ノ六項ヲ追加シ酌量稅ヲ甲「銀二弗」乙「銀一弗」ト改ム

(65)

(66)

- 一等 銀二弗
 - 二等 銀一弗
 - 湯屋
 - 一等 銀二弗
 - 二等 銀一弗
 - 理髮業
 - 一等 銀一弗
 - 二等 銀五十仙
 - 遊藝業
 - 一等 銀一弗
 - 二等 銀五十仙
 - 遊藝師匠
 - 一等 銀一弗
 - 二等 銀五十仙
 - 按摩
 - 一等 銀一弗
 - 二等 銀五十仙
- 三、第三條ヲ第四條ニ繰下ケ左ノ一ヶ條ヲ加フ

第三條 左ニ掲グルモノハ本課金ヲ免除ス

- 一、盲啞者ニシテ遊藝師匠又ハ按摩業ヲナス者
- 二、賦課期日內ニ於テ現ニ公費ノ救助ヲ受クル者
- 四、第四條ヲ第五條ニ繰下ケ
- 五、第五條ヲ第六條ニ繰下ケ同條中料理店ノ次ニ「飲食店、湯屋、理髮業、遊藝業、遊藝師匠、按摩」ノ十七字ヲ加フ
- 六、第六條以下順次繰下ケ

(一) 碼頭條例中改正

碼頭條例中左ノ通り改正ス

一、第六條第二項民船ノ下一回ニ付洋銀二十五仙ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
一ヶ月洋銀壹弗五拾仙

二、第七條中「筏ヲ以テ材木ヲ陸揚」ヲ「木材ヲ揚卸」ト改ム

(二) 人力車及運搬車鑑札料規則中改正

人力車及運搬車鑑札料規則中左ノ通り改正ス

一、「人力車及運搬車鑑札料規則」ヲ「諸車鑑札料條例」ト改ム

二、第一條、第三條ヲ左ノ通り改ム

第一條 日本租界ヲ通行スル營業人力車、自用人力車、營業馬車、自用人力車及自動車、自動自轉車並ニ運搬車ハ本條例ニ從ヒ鑑札料ヲ納入シ租界

(67)

(68)

- 局ノ鑑札ヲ受クヘシ
- 第三條 自用人力車鑑札料及營業馬車、自用人力車並ニ自動車、自動自轉車鑑札料左ノ如シ
- | | | | |
|---------|------|-----|----------|
| 一、自用人力車 | 一輛ニ付 | 一ヶ年 | 甲種 洋銀九弗 |
| | | | 乙種 洋銀參弗 |
| 一、營業馬車 | 同 | 同 | 洋銀 十二弗 |
| 一、自用馬車 | 同 | 同 | 洋銀 甲二十四弗 |
| | | | 乙十二弗 |
| 一、自動車 | 同 | 同 | 洋銀 甲二十四弗 |
| | | | 乙十二弗 |
| 一、自動自轉車 | 同 | 同 | 洋銀 甲十二弗 |
| | | | 乙六弗 |
- 但シ一ヶ年末滿ノモノハ月割トシテ其當月分ヨリ十二月迄ノ分ヲ納入スヘシ
- 三、第三條ノ次ニ左ノ二ヶ條ヲ加フ
- 第四條 自動車及自動自轉車ハ鑑札ノ外ニ番號票ヲ受ケ自動車ハ車体前後ニ自動自轉車ハ車体後部ノ各見易キ箇所ニ貼付スヘシ
- 第五條 自動車及自動自轉車番號票下附料金左ノ如シ
- 一、自動車番號票 一個ニ付 洋銀五十仙

(69)

一、自動自轉車番號票 同 洋銀二十五仙

四、第四條、第五條ヲ左ノ通り改メ以下順次繰下ク

第六條 一旦受ケタル自用人力車、營業馬車、自用馬車、自動車、自動自轉車、鑑札ヲ毀損シタル者ハ其交付ノ年月ノ分明ニ認メ得ラル、モノニ限リ舊鑑札ト引替ニ新鑑札ヲ交付スヘシ

但シ前項ノ諸車ニシテ鑑札ト共ニ讀リ受ケタル者ニハ舊鑑札ト引替ニ新鑑札ヲ交付スヘシ

第七條 運搬車ノ種類及鑑札料左ノ如シ

一、大車(荷積牛馬車) 一輛ニ付 毎月洋銀一弗

一、中車(大形一輪車) 同 洋銀五十仙

一、小車(小形一輪車) 同 洋銀三十仙

一、地扒車 同 洋銀二弗

(四) 人力車及運搬車鑑札規則中改正ニ關スル追加

一、諸車鑑札條例第三條末尾ニ左ノ一項ヲ加フ

鑑札中甲ハ外國租界ニ共通スルモノ乙ハ日本租界ニ限ルモノトス

一、同條例ニ左ノ附則ヲ加フ

(70)

附則

本條例中他の自治団体に關係ヲ有スル部分ハ其協商ノ結果ニ因リ變更ハ行政委員會ニ之ヲ委任ス

(五) 行商人鑑札料條例

第一條 日本租界内ニ於テ行商人ヲ營マントスル者ハ本條例ニ從ヒ鑑札料ヲ納入シ租界局ノ鑑札ヲ受ケヘシ

第二條 行商人ノ等級及鑑札料左ノ如シ

一等 毎月 洋銀壹弗

二等 毎月 洋銀五十仙

三等 毎月 洋銀三十仙

第三條 行商人ノ等級及種類ハ行政委員會之ヲ定ム

第四條 行商人ノ鑑札料ハ毎月末租界局ノ告示セル期日内ニ翌月分ヲ前納スヘシ

第五條 行商人ニシテ無鑑札ナル者ヲ發見シタルトキハ其前月分ヨリノ鑑札料ヲ納入セシム

附則

第六條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

(六) 營業課金條例中改正

營業課金條例中左ノ通り改正ス

(71)

一、第一條第一項及第二項中「本規則」トアルヲ「本條例」ト改ム

二、第二條中負担等級割當テラ左ノ通り改ム

一等 年課金 銀三百弗

二等 同 銀二百五十弗

三等 同 銀二百弗

四等 同 銀一百五十弗

五等 同 銀一百弗

六等 同 銀七十弗

七等 同 銀五十弗

八等 同 銀三十五弗

九等 同 銀二十五弗

十等 同 銀十五弗

十一等 同 銀十弗

十二等 同 銀五弗

三、第四條ヲ左ノ通り改ム

取得課金條例第四條乃至第七條ノ規定ハ本條例ニ之ヲ準用ス

四、第六條中「本規則」トアルヲ「本條例」ト改ム

五、附則第一條、第二條ヲ左ノ通り改ム

(72)

一、本條例中改正ニ屬スル由告ニ關シテハ大正二年十一月ヨリ課金徴收ニ關シテハ大正三年四月一日ヨリ施行ス

(七) 取得課金條例中改正

取得課金條例中左ノ通り改正ス

一、第一條第一項及第二項中「本規則」トアルヲ「本條例」ト改ム

二、第二條中負担義務者ノ標準ヲ左ノ通り改ム

年取得 五百弗以上 課金年率千分ノ十

同 一千弗以上 同 千分ノ十一

同 一千五百弗以上 同 千分ノ十二

同 二千弗以上 同 千分ノ十三

同 三千弗以上 同 千分ノ十四

同 四千弗以上 同 千分ノ十五

同 五千弗以上 同 千分ノ十六

同 七千弗以上 同 千分ノ十八

同 一萬弗以上 同 千分ノ二十

但取得高一萬五千弗以上ハ五千弗ヲ増ス毎二千分ノ二ヲ加算ス

三、第三條ヲ第七條ニ繰下ケ同條第一項中「第四條」トアルヲ「第三條」ト改ム

四、第四條ヲ第三條ニ繰上ケ同條第一項中但書ノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ

(74)

附屬家屋建設工費特別會計條例	
第一條	居留民團事務所、吏員并ニ教員宿舍、公會堂、圖書館及附屬家屋ノ建設工事ハ特別會計トシ大正二年度ヨリ起工ス
第二條	建設工費ハ團債ヲ以テ之ニ充ツ
第三條	起債ノ方法、利率ノ協定ハ行政委員會ニ之ヲ委任ス
第四條	團債ハ大正三年度ヨリ向フ十ヶ年間ニ民團歳入ヲ以テ償還ス
第五條	大正二年度民團事務所及公會堂、圖書館、附屬家屋建設工費特別會計歳入出豫算

團科	歳入	歳出	備考
計	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	銀行ヨリ借入
建設	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	民團事務所、吏員并ニ教員宿舍、公會堂、圖書館及附屬家屋等
家屋建築費	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	民團事務所其他室内裝飾費等
裝飾費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	

(73)

取得高ハ總收入ヨリ必要ナル經費ヲ控除シタルモノ又俸給ニ在リテハ本俸ノ外在外手當及住宅料ヲ含ム
五、第五條ヲ第四條ニ繰上ケ同條第二項中「本規則」トアルヲ「本條例」ト改ム
六、第六條ヲ第五條ニ第七條ヲ第六條ニ順次繰上ケ第六條第一項中「第三條」トアルヲ「第七條」ト改ム
七、第八條中「本規則」トアルヲ「本條例」ト改ム
附則第一號ヲ左ノ通ト改ム
一、本條例中改正ニ屬スル届出ニ關シテハ大正二年十一月ヨリ課金徴收ニ關シテハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二號及第三號ハ之ヲ削除ス
(八) 天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正
天津尋常高等小學校職員旅費規則中左ノ通り改正ス
一、第八條第一項中「携帶スルモノハ其赴任ノ際其ノ十三字ヲ削リ「同伴若ハ呼寄スル者ハ」十字ヲ加フ
(九) 天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正ニ關スル追加
一、小學校職員旅費規則中改正案別表中左ノ如ク改正ス
校長汽車一哩ニ付三錢トアルヲ「四錢」準訓導二錢五厘トアルヲ「三錢」ト改ム
(一〇) 民團事務所及公會堂、圖書館

(76)

一、銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	經常部豫算高
合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	經常部豫算高
一、銀八萬四千八百九拾五弗參拾七仙也	臨時部豫算高
一、銀參千九百五拾壹弗七拾九仙也	
合計銀八萬八千八百四拾七弗拾六仙也	
大正貳年度居留民團歳入出豫算表	

科	歳入	歳出	備考
第一款 居留民團課金	一四、〇二六〇〇		
一、取得課金	五、六三六〇〇		
計	一四、〇二六〇〇		
日本入	一、一五六名		
一等	四十四名		
二等	三十二名		
三等	十六名		
四等	八名		
五等	四名		
六等	二名		
支那人	一、一七六名		
一等	五十六名		
二等	三十二名		
三等	十六名		
四等	八名		
五等	四名		
六等	二名		
特等	八名		
計	一、一八四名		
計	二、三四二名		

(75)

豫備費	歳入	歳出	備考
計	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
一、三三〇〇〇			
二、三三〇〇〇			
三、三三〇〇〇			
四、三三〇〇〇			
五、三三〇〇〇			
六、三三〇〇〇			
七、三三〇〇〇			
八、三三〇〇〇			
九、三三〇〇〇			
十、三三〇〇〇			
十一、三三〇〇〇			
十二、三三〇〇〇			
十三、三三〇〇〇			
十四、三三〇〇〇			
十五、三三〇〇〇			
十六、三三〇〇〇			
十七、三三〇〇〇			
十八、三三〇〇〇			
十九、三三〇〇〇			
二十、三三〇〇〇			
二十一、三三〇〇〇			
二十二、三三〇〇〇			
二十三、三三〇〇〇			
二十四、三三〇〇〇			
二十五、三三〇〇〇			
二十六、三三〇〇〇			
二十七、三三〇〇〇			
二十八、三三〇〇〇			
二十九、三三〇〇〇			
三十、三三〇〇〇			
三十一、三三〇〇〇			
三十二、三三〇〇〇			
三十三、三三〇〇〇			
三十四、三三〇〇〇			
三十五、三三〇〇〇			
三十六、三三〇〇〇			
三十七、三三〇〇〇			
三十八、三三〇〇〇			
三十九、三三〇〇〇			
四十、三三〇〇〇			
四十一、三三〇〇〇			
四十二、三三〇〇〇			
四十三、三三〇〇〇			
四十四、三三〇〇〇			
四十五、三三〇〇〇			
四十六、三三〇〇〇			
四十七、三三〇〇〇			
四十八、三三〇〇〇			
四十九、三三〇〇〇			
五十、三三〇〇〇			
五十一、三三〇〇〇			
五十二、三三〇〇〇			
五十三、三三〇〇〇			
五十四、三三〇〇〇			
五十五、三三〇〇〇			
五十六、三三〇〇〇			
五十七、三三〇〇〇			
五十八、三三〇〇〇			
五十九、三三〇〇〇			
六十、三三〇〇〇			
六十一、三三〇〇〇			
六十二、三三〇〇〇			
六十三、三三〇〇〇			
六十四、三三〇〇〇			
六十五、三三〇〇〇			
六十六、三三〇〇〇			
六十七、三三〇〇〇			
六十八、三三〇〇〇			
六十九、三三〇〇〇			
七十、三三〇〇〇			
七十一、三三〇〇〇			
七十二、三三〇〇〇			
七十三、三三〇〇〇			
七十四、三三〇〇〇			
七十五、三三〇〇〇			
七十六、三三〇〇〇			
七十七、三三〇〇〇			
七十八、三三〇〇〇			
七十九、三三〇〇〇			
八十、三三〇〇〇			
八十一、三三〇〇〇			
八十二、三三〇〇〇			
八十三、三三〇〇〇			
八十四、三三〇〇〇			
八十五、三三〇〇〇			
八十六、三三〇〇〇			
八十七、三三〇〇〇			
八十八、三三〇〇〇			
八十九、三三〇〇〇			
九十、三三〇〇〇			
九十一、三三〇〇〇			
九十二、三三〇〇〇			
九十三、三三〇〇〇			
九十四、三三〇〇〇			
九十五、三三〇〇〇			
九十六、三三〇〇〇			
九十七、三三〇〇〇			
九十八、三三〇〇〇			
九十九、三三〇〇〇			
一百、三三〇〇〇			

(77)

二、營業課金	八、三九〇〇〇	等十二弗四十名、七等八弗九名、八等四弗六十八名、計三千八百七十二弗
日本入		特等百二十弗六名、一等八十四弗八名、二等六十弗四名、三等四十八弗七名、四等三十六弗三名、五等三十六弗二名、六等三十六弗一名、七等三十六弗一名、八等三十六弗一名、計三千七百四十四弗
支那人		特等百二十弗七名、一等八十四弗三名、二等六十弗八名、三等四十八弗三名、四等三十六弗十一名、五等三十六弗四名、六等三十六弗七名、七等三十六弗九名、八等三十六弗十二名、計四千六百四十六弗
日本入		一等月七弗十八名、二等月五弗十三名、三等月三弗廿一名、四等月一弗五十名、計三千五百五十六弗
支那人		一等月三弗六十八名、二等月一弗五十名、二等月三弗六十八名、計六千四百二十六弗
甲二十名(二弗)乙十名(一弗)		
一等月十弗一名、三等月五弗一名、四等月		
二、酌	六〇〇〇〇	
三、旅館	二八八〇〇	
第二款 雜種課金	一四、四六六〇〇	
一、藝妓	九、五八二〇〇	

(78)

四、料理店	一、九三二〇〇	三弗三名
五、飲食店	一四四〇〇	一等月二十弗四名、三等月十弗四名、四等月七弗二名、五等月五弗三名、六等月三弗四名
六、湯屋	四八〇〇〇	二等十二名
七、遊藝業	一五六〇〇	一等十八名
八、遊藝業	一一二〇〇	等一名
九、按摩屋	六〇〇〇	二等一名
十、藝妓置屋	五八八〇〇	十四名(藝妓二十二名、半妓五名)
十一、常設興行	六六〇〇〇	四等月三十弗一名、六ヶ月分
十二、臨時興行	三〇〇〇〇	六等月二十弗二名
十三、臨時興行	一五〇〇〇	月二十五弗一名
第三款 使費用	五八、四七五〇〇	百五十日間(一日一弗)
一、擊留料	二五〇〇〇	渡船一艘、來太一艘
二、貨物陸上料	六〇〇〇〇	後其他一千二百噸(噸=付銀五仙)
三、民船料	一九五〇〇	延七百八十艘(一艘付銀二十五仙)

(79)

四、船板船料	七〇〇〇〇	延四百艘(一艘=付銀五十仙)
五、水道料	二一、三七四〇〇	二千六百十二萬四千瓦魯(千瓦=付銀七十五仙)
六、土地料	五九七六	計二千八百五十五萬瓦魯
七、市場料	六四八〇〇	前年度實收額=同
八、墓地料	一〇〇〇〇〇	月三弗十八名
九、營業人力車	二五、〇九五〇〇	五十名平均二弗
十、營業馬車	六〇〇〇〇	延二萬九千四百六十六輛及電車公司ヨリ補足額銀一萬五千二百二十二弗
十一、自用馬車	二四〇〇〇	延五十輛(輛年十二弗)
十二、自用人力車	六〇〇〇〇	延十輛(輛月五十仙)
十三、小車	二、一〇〇〇〇	延甲號百八十輛、延乙號百六十輛
十四、大地	二〇一〇〇	延六百七十輛(輛=付銀三十仙)
十五、財	六、〇〇〇〇〇	延六千輛(輛=付銀一弗)
十六、行	一、五〇〇〇〇	延七百五十輛(輛=付銀二弗)
十七、財	三八四〇〇	一等十名、二等二十名、三等四十名
第四款 生財	一三〇〇〇	

(80)

一、預金	一三〇〇〇	
第二款 授業料	一、〇〇〇〇〇	月一弗九十名月五十仙二十名各十ヶ月分
第三款 雜業料	七五〇〇〇	月十五弗二名
第四款 請願巡捕費	三六〇〇〇	月二十弗一名
第五款 貸家料	二四〇〇〇	公課金督促料、無鑑札車過怠料、藥價料、廢品拂下代其他
第六款 雜業料	一五〇〇〇	
計	八八、八四七二六	
第一款 事務所費	一、八六二三五	本年度豫算額
一、俸給及手當	八、〇三八〇〇	理事一名、土木技手一名、書記四名、囑託員一名、備濟人三名、使丁及吏員年末慰勞金帳簿費三十弗、保險料八弗二十五仙外一ヶ月平均二弗
二、備用品費	六二二三五	電燈料、石炭、木炭、煤球兒、諸用紙、筆墨印因類雜品等
三、消耗品費	三五三八〇	

(82)

三、器具費	八四〇〇	麻袋、水運搬車、鐵鍊、掃除車用刷毛、竹筴、硝子管等
四、修道費	一三、四九〇	碎石九百四十九方、砂百〇一方、修道及雪掃除用苦力延七人、下水修繕用煉瓦四萬枚、人道修繕用石灰九萬斤、河土二十方、煉瓦工延二百人、同苦力延四百人
五、撤水費	三、二二八	撤水請負額及水揚電力料
六、點燈費	四、七一九	街燈二十燭光二百二十二燈(五十燭光)二十六燈及電球破損一ヶ年五百四十六個
七、植樹費	三六一〇	街樹補植百十四本、同土二十方、樹架百個、肥料一萬二千斤、桶灌灌水用苦力延三百六十八人
八、碼頭費	一〇〇〇	水運車修理、測量用標本、麻繩及釘代、掃除器修理、ロープ及ポンプ修理、ロープ用水代等
九、雜費	一八〇八三	
第四款 水道	一六一、五八四	
一、俸給費	四三三〇〇	水道看守人四名
二、修繕費	一七六〇〇	プアルプ六個修繕及ノットル修繕四十個代
三、器具費	五九二〇	給水用布ホース四ヶ所分十六本、給水管漏水止皮四十八枚分

(81)

四、修繕費	八六〇〇	備品修理、暖爐据付、煙筒掃除並ニ取換等
五、印刷費	二六四〇	諸覽札、領收証、告知書、督促狀、傳票、注文書、報告書等
六、通信費	六一二〇	電話料、電報料、郵便切手、小包料
七、旅費	五〇〇〇	
八、公告費	二四〇〇〇	公布式新聞公告特約料
九、家屋借料	二、三六四〇	事務所一、理事宿舍一、書記技手宿舍五、開口宿舍一
十、雜費	一六〇六〇	官報、新聞代、汚物掃除、門松、洗濯料、車代
十一、宿直料	一八二五〇	吏員宿直料、一夜五十仙三百六十五日分
第二款 會議費	一六〇〇〇	民會書記手當
一、手當	五〇〇〇	民會議案、議事錄、投票用紙其他
二、印刷費	六〇〇〇	
三、雜費	五〇〇〇	
第三款 土木費	二四、二七二	
一、俸給費	一、一八二〇	機關士二名、火夫二名、掃除夫二名、街樹看視人一名、水揚タンク看視人一名
二、消耗品費	一、〇一七六二	修道用石灰、ロープ用棉紗、シリンドル油、其他器械用雜品製圖用墨、謄寫紙、布ホース

(84)

十、保險料	一〇、二二五	建物及什器二万七千弗ニ對スル千分ノ三、七五
十一、新聞雜誌費	二五二三	煉瓦、瓦工、種苗、肥料、樹木其他
十二、學校園費	二七五〇	講師手當及接待費
十三、研究會費	四二〇〇	教員三名、宿舍三棟
十四、家屋借料	七二〇〇	備品修繕、備品費、印刷、獎勵接待其他
十五、雜費	二八〇一八	清國人教育補助費
十六、教育補助費	一、八六〇〇	常雇苦力二十五名、及墓地掃除人一名、清潔法用苦力延六百人同上臨時雇日本人四十日分
一、俸給費	四、〇四七〇	
二、被服費	二七五〇	常雇苦力用印入上衣、二十五着分
三、消耗品費	七二〇〇	竹筴、草蓆、塵取
四、藥品費	一一五〇〇	實布の里亞、虎列刺、赤痢各血精及石灰一萬五千斤
五、器具費	一五八〇〇	掃除車二台新調、鐵錘六十本器具及汚水棄場ノ修繕等
六、痘瘡費	八〇〇〇	千六百人分(一八五仙)
七、市場費	二二二五〇	建物六千弗ニ對スル保險料千分ノ一八、七

(83)

四、水代	一五、四五〇	月平均二百三十七萬五千瓦魯一ヶ年二千八百五十萬瓦魯、千瓦魯ニ付五十仙外ニ歩減千瓦魯ニ付五拾仙
五、雜費	四二二〇	看守人用毛皮外套、雨外套、水票綴糸
第五款 教育費	九、五二五	
一、俸給費	二、八三二〇	校長一名、訓導五名(年額金二千一百六十圓 銀一弗〇五仙換算) 外ニ囑託員一名及校僕三名
二、手當	二、五六〇〇	校長一名、訓導五名、月手當及年末慰勞金
三、修繕費	二七八〇〇	天棚、通路、戸前、便所、壁、排水渠、蠅除、窓硝子等
四、圖書費	三三五〇	參考書、地圖、官報等
五、器具器械費	三四一〇	尺度、定規、鎖其他
六、校具費	七六五〇	筆、靴拭、額帳、鏡、机掛、バケツ、湯タメ、流シ、砥石箱、手工具入等
七、消耗品費	四五五七八	諸用紙、筆墨、印肉、木炭、石灰、石油、薪、衛生用藥品、化學實驗用藥品、裁縫手工原料其他雜品
八、旅費	一五〇〇〇	學事視察其他
九、通信費	四九八〇	電話料及郵便切手

(86)

九、消防消耗品費	八四五〇	用筒先、水道消火栓修繕、手筒其他修繕費及雜品
十、消防手當	二二六〇	石油十噸、器械油二噸、石炭五噸、雜品及燃料
十一、雜費	二五六〇	出火出場手當及練習、負傷、退職手當
第八款、圖書館費	四七六七	巡捕飲料水、掃帚料、消防出初式酒肴料、出火用水代其他
一、俸給	一三〇〇	囑託書記一名月手當及年末慰勞金一ヶ月分
二、備品費	一〇〇〇	圖書及備品三千弗ニ對スル保險料(六、二五)
三、圖書費	三〇〇〇	圖書製本六十冊、ホイイ四人年末心付八弗外一弗
四、保險料	一八七五	
五、雜費	一八〇〇	
第九款、諸稅及負擔	三六八四	
一、地租	三六八四	
第十款、公園費	二、四二二〇	公園係一名、花匠一名、常雇苦力一名、臨時苦力延千八百人及公園係年末慰勞金
一、俸給	一、一七三〇	洋槐樹五十本、小灌木百本、草花種子、芝、黃
二、植樹費	二、九八〇〇	

(85)

八、野犬捕殺費	五四〇〇	五及修繕其他
九、雜費	一〇〇〇	野犬撲殺料及捕獲器
十、補助費	一〇〇〇	印刷費其他雜品
第七款、警備費	一、二〇〇〇	共立病院補助費
一、俸給	八、二八九三	巡捕六十八名(內請願巡捕二名ヲ含ム)俸給及年末賞與、巡捕用苦力二名、日本巡查手當及巡捕退職手當
二、巡捕被服費	二、〇九四〇	冬服六十八着、夏服六十八着、毛皮外套修繕六十八枚、雨外套新調五枚、修繕二十枚、冬帽子十五個、夏帽子二十五個、布靴一人年三足六十八名分、雨靴六十八足、帶皮八本
三、巡捕備品費	二五六〇	警棒、大小各十六本其他
四、巡捕消耗品費	二一六五〇	石炭十三噸、石油三十噸、ストーブ燃料、手帳筆紙墨、印肉類其他雜品
五、家賃及修繕費	四九八〇	巡捕寄宿舍、天棚、ストーブ煙筒取替其他修繕
六、巡捕藥價	一四四〇〇	一ヶ月平均十二弗
七、消防被服費	七九五〇	消防用帽子五個、編上靴十足及夏冬服修理十着
八、消防器具費	一三七五〇	ポンプ用カワブリスグ五組、竹梯子消火栓

(88)

第五款、教育費	六二一七九	本年度豫算額
一、修繕費	六一一七九	體操場、床板、窓戶前等ノ修繕及ペンキ塗替校舍屋根葺替及床板、天井板、便所、窓出入口ペンキ塗替及壁刷毛バキ等
第六款、衛生費	二、一九〇〇	給料、藥品、治療器械、備品治療消耗品費、家屋修繕、消毒費、患者營養品、同消耗品、小學校生徒トラホーム治療費及雜費
一、傳染病豫防費	一、〇〇〇〇	墓地周圍煉瓦塙長サ百十間高サ六尺、通路及區劃新設用煉瓦代及工賃
二、墓地築造費	一、一九〇〇	天津勿雅園補助金一ヶ月四百弗、商業會議所補助金一ヶ月七百五十弗
補助及寄附	一、一五〇〇	
計	三、九五二七九	
合計	八八、八四七二六	

(二四) 大正貳年度臨時土木費歳入出豫算

一銀貳萬五千零七弗零八仙也

臨時歳入額

(87)

三、肥料費	五五〇〇	土十方、厩及竹、桂、築山増設用苦力東屋一棟、東屋用石卓腰掛
四、器具費	一八三五〇	油槽及乾葉代
五、消耗品費	四一七〇	ベンチ新調、制札、水桶、天秤、怒露、鎌、手鋏、芝刈鋏、鐵鍊其他
六、修繕費	一三七〇〇	漆、細糸、紙、引油、編袋、葦、釘、竹桿、繩、麻袋等
七、點燈費	一九四〇〇	音樂室及ベンチノ修繕、葡萄棚、花窖、小供運動用椅子修繕
八、用水費	三一五〇〇	園內電燈八個及電球取替十六個、噴水池側二百燭光電燈一個五ヶ月分及電球代
九、雜費	一五〇〇	水量六十三万瓦魯四月ヨリ九月ニ至ル六ヶ月間一日五時間出水平均一ヶ月十萬五千瓦魯
第十款、雜支	五〇〇〇	月平均一弗二十五仙
第十一款、雜支	五〇〇〇	招魂祭典費二百弗、接待費其他三百弗
第十二款、豫備費	三、三八二二一	
計	八四、八九五三七	

<p>銀壹萬壹千弗也 銀五千貳百七拾七弗參拾八仙也 銀八千七百貳拾九弗七拾仙也</p> <p>一、銀貳萬五千零七弗零八仙也</p> <p>內 銀壹萬貳千五百五拾弗四拾仙也 銀壹萬貳千四百五拾六弗六拾八仙也</p> <p>大正貳年度臨時土木費豫算表</p> <p>科 目 豫 算 額</p> <p>一、水道施設費 一、〇四七、八〇〇 水道鐵管 一、〇二七、八〇〇</p> <p>備 考</p> <p>新開道路(南市街、通、善街、宮島街、松島街、 秋山街、榮街、花園街、芙蓉街、延長九千二百 四十五尺、四時鐵管一尺二寸、共二、四 仙、九千六百四十四尺、共二、四 二、常盤街、一部延長千五百七十尺、二時鐵 管一尺二寸、共九百九十仙、一千四百三十三 弗</p>		<p>準備基金ヨリ繰入額 家主及地主負担額 明治四十五年、大正元年度 民間剩餘金見越額</p> <p>臨時歳出額</p> <p>水道施設費 水道改造費</p>	
<p>水 井 一、〇四七、八〇〇 水道開閉器 四七、四八〇</p> <p>二、人道施設費 一、四五六、六八〇</p> <p>計 二五、〇〇七、〇〇八</p> <p>●大正二年通常民會要録</p> <p>一、議 員 數 壹百三十七名 內 日本人 八十七名 支那人 五十名</p> <p>二、開 期 大正二年三月十七日より二十日迄四日間</p>		<p>水井十三ヶ所ニ付八十弗六十仙 六時ダアルブ二ヶ所(一ヶ所ニ付百弗)四時 ダアルブ六ヶ所(一ヶ所ニ付四十五弗八十 仙)</p> <p>旭街人道全部六尺五寸延長七千七百八十 一尺五寸セント瓦敷ニ改造(セント瓦、石 灰、土費共六尺ニ付九弗)</p> <p>内軍病院、郵便局前四百七十二尺(全部)及 外務省所在地三百三十三尺(一分五厘)并ニ 胡同二百七十三尺(全部八百九十九尺)外ニ石 工及雜費等七千七百九十九弗三十九仙租界局負 担額、七千三百六十五尺五分金五千二百 百七十七弗三十八仙家主及地主負担額</p>	

<p>三、會 場 日本俱樂部</p> <p>四、成 績 (議事録中にあるを以て略す)</p> <p>五、議長及會議係</p> <p>議 長 小 貫 慶 治 書 記 田 中 錦 太郎 書 記 黑 澤 兼 次 郎 書 記 赤 山 今 朝 治 書 記 赤 須 開 德 實 以 上</p>		<p>附 錄 終</p>	
--	--	--------------	--

